

第364回 理事会次第

一般社団法人日本コミュニティーガス協会

日 時 2019年6月20日（木）13時50分～14時50分（予定）

場 所 東京都千代田区 「霞山会館」 霞山の間

会議成立報告

挨拶

議事録署名人

議 題

I. 会務関係

<審議事項>

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 役員人事について | 2 頁 |
| 2. 2019年度協会表彰（案）について | 3 頁 |

<報告事項>

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1. 会員数について | 4 頁 |
| 2. 第38回制度設計専門会合の審議概要について | 5 頁 |
| 3. 第8回ガス事業制度検討ワーキンググループについて | 14 頁 |
| 4. 消費税増税対応について | 35 頁 |
| 5. 第49回定時総会の運営次第について | 39 頁 |
| 6. 2019年度「ガスと暮らしの安心」運動の実施について | 40 頁 |
| 7. その他 | |

II. 事務局報告

- | | |
|---------------------------------------|------|
| 1. 事業者登録状況について（2019年5月度） | 41 頁 |
| 2. コミュニティーガス事業生産動態統計（2019年3月度、2018年計） | 42 頁 |
| 3. その他 | |

III. 次回理事会の開催予定について

第365回理事会 2019年9月26日（木）～27日（金）
：北陸支部管内 富山市

以 上

役員人事について（案）

1. 副会長の選出について

理事・副会長である平島 孝三郎氏には、役員交代の申し出があったため、定款第24条（役員の選任）第2項の規定に基づき、泉 博之氏を後任の副会長として選出いたしたい。

	新	旧
副 会 長	泉 博之 （ 広島ガスプロパン(株) 代表取締役社長 ）	平島 孝三郎 （ 西部ガスエネルギー(株) （前）代表取締役社長 ）

2. 常任理事の選出について

理事・常任理事である森永 浩之氏には役員交代の申し出があったため、また、泉 博之氏は副会長に選出されたため、定款第24条（役員の選任）第2項の規定に基づき、金井 昌道氏ならびに根本 有二郎氏を後任の常任理事として選出いたしたい。

但し、金井 昌道氏ならびに根本 有二郎氏については、第49回定時総会・第5号議案「役員の任期中異動に伴う選任の件」により理事に選任されることを条件とする。

	新	旧
常 任 理 事	金井 昌道 （ 西部ガスエネルギー(株) 代表取締役社長 ）	泉 博之 （ 広島ガスプロパン(株) 代表取締役社長 ）
常 任 理 事	根本 有二郎 （ マルキ産業(株) 代表取締役社長 ）	森永 浩之 （ マルキ産業(株) （前）代表取締役社長 ）

3. 参与の推薦について

平島 孝三郎氏には、理事・副会長を辞任される旨申し出があったため、定款第31条（顧問及び参与）第2項、定款実施細則第17条（顧問・参与の資格等）第1項及び第2項の規定に基づき、参与に推薦する。

以 上

2019年度協会表彰（案）について

標記受賞候補者については、第363回理事会（5月17日開催）において承認されたが、その後、本部委員の退任が追加された。
よって、受賞候補者（感謝状）といたしたい。

退任者

＊感謝状 池田 純 東京ガスエネルギー㈱ エネライフ営業企画部部長代理
就任期間 平成22年7月～平成30年7月 （8年）
料金制度検討WG委員として長期に亘り協会運営に功績を挙げた。

その結果

1. 会長賞

（1）本部推薦	2名
（2）支部推薦	3名
計	5名

2. 功労賞

（1）本部推薦	6名
（2）支部推薦	7名
計	13名

3. 感謝状

（1）本部推薦	6名
（2）支部推薦	1名
計	7名

合 計 25名

以 上

会 員 数 (05月度)
(2019. 05. 31)

	正 会 員				準 会 員			賛 助 会 員			会 員 総 数	支 会 員 総 数
	会 員 数	入 会	退 会	会 員 数	入 会	退 会	会 員 数	入 会	退 会			
	2019.04.30			2019.05.31			2019.04.30			2019.05.31		
北 海 道	51			51	2		2	11		11	64	65
東 北	137			137	6		6	15		15	158	169
関 東	346			346	9		9	24		24	379	387
東 海	99			99	3		3	21		21	123	127
北 陸	38			38	3		3	10		10	51	55
近 畿	168			168	7		7	17		17	192	200
中 国	120			120	5		5	14		14	139	143
四 国	60			60	1		1	3		3	64	68
九 州	217			217	8		8	24		24	249	254
沖 縄	28			28	5		5	4		4	37	37
小 計	1,264			1,264	49		49	143		143	1,456	1,505
本 部	4			4	1		1	26		26	31	31
合 計	1,268			1,268	50		50	169		169	1,487	1,536

電力・ガス取引監視等委員会 第38回制度設計専門会合 議事概要

1. 日時：2019年5月31日（金）10：00～10：30（ガスのみ）

2. 場所：経済産業省本館17階第国際会議室

3. 出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社 ガス事業部 部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田 聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
棚沢 聡	東京ガス株式会社 執行役員 原料部長
内藤 理	一般社団法人 全国LPガス協会 専務理事
松井 毅	大阪ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
藪内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

4. 議題（ガスのみ）

- ・LNG市場の状況と当社の原料調達・需給調整（東京ガス株式会社）
- ・ガスの卸取引に関する競争の促進について

5. 意見等

(1) 東京ガスから「LNG市場の状況と当社の原料調達・需給調整」（別邸資料）についての説明

- 東京ガスは安定・安価な原料調達を推進しており、天然ガスの利用拡大を図るため3つの多様化を推進している。1つ目が調達ソースの多様化で、アジア・オーストラリア以外に遠方ではあるが、カナダ・モザンビーク・メキシコと調達先を拡大する予定である。

2つ目が、契約条件の多様化で、油価連動による価格指標が大勢を占めている中で、その他の価格指標を組み合わせることを考えている。また、仕向地の自由な契約を獲得して量的な柔軟性を高めることを推進している。LNG産消会議など官民一体となってLNG市場の変革に取り組んでいる成果が出始めていると理解している。加えてLNGの市場の変化を生かして、新規の柔軟性の高い長期契約にコミットすると共に市況に併せて短期の契約あるいはスポット契約（スポット調達）を組み合わせ、より安価調達を実現していく考えている。

原料調達「多様化」の直近の動きとして、昨年5月に日本初となるシェールガスの受け入れを開始した。北米の東海岸からなので輸送距離が長くなることが課題である。この対策と

して、英国のセントリカ社と連携、カーゴスワップを活用し、北米のLNGをより近い欧州に送り、セントリカ社が持っている東南アジアのソースを日本に運ぶことで、フレートのコストダウンを図っている。

6月には、モザンビークからの調達を発表した。欧州と日本は輸送日数的には等距離にあることから、欧州企業と柔軟な取引契約を進めることを検討している。

10月にはカナダ、11月にはメキシコと新規柔軟性のある契約を締結し、北米であってもより日本に近い西海岸からの調達を実現した。

さらに、本年4月には、シェル・イースタントレーディング社と業界初と思える石炭価格連動の価格指標を参照する契約を結んでいる。

この様に積極的に今までに無いような新たな契約形態を取り込み、安定供給を前提として、より安価な供給を実現していこうと努力している。

- JOGMECの「世界のLNGの需給見通し」によれば、2020年頃に需給が緩和するものの、その後、需給のバランスについては注視が必要な状況だ。
- 電力とガスの調達の違いに加え、電源面での調達を見ても、当社は新電力の立場として順次電源を拡充していく状況であって、相対的には設備余力が小さい状況にある。

また、LNGの転売についても、相手先のニーズもあることから需給調整に活用するのはあまり過度な期待はできず限界がある状況だ。

- 関東エリアでの卸取引の状況では、3～6社が地方ガス事業者へ卸を行っている。卸の自由化以来、卸元の切換え、卸価格の値下げ等が行われている。長期契約は、卸先にとって安定・安価に調達が出来るとするメリットもあるため、長期契約も含めて選択できることが重要であり、卸先のニーズにあったより良い契約を結ぶことを目指す。

(2) 事務局から「中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について」資料の説明を行った。

- 高額違約金付き長期契約は卸事業者の切り替えを長期間にわたり困難にする恐れがある。状況によってはガス卸市場の新規参入者の事業を困難にする可能性もあり、優越的地位の乱用と評価される可能性もあるとした。
- 一方、高額違約金付き長期契約がLNG事業の構造上やむを得ない場合には、それを禁止することで事業自体が困難になる可能性も考えられるとして、一概に否定することは適切でないとした。

委員から

- LNGは液化させるのに膨大な投資が必要であり、売り手側として安定的な長期契約でないと事業が立ち上がりず長期契約は仕方がないとの説明はもっともなものと聞こえる。しかし、なぜ原油価格に連動しなくてはいけないのか。LNGの気化設備の建設費は原油価格に連動することはないので、リスクを大きくみるのであれば一定の価格の方が投資回収は自然である。マイナスから出発していることを十分に理解していただいて、そのような状況から早く離脱していただきたい。

違約金に関して、卸売りだけでなく小売りに関して同じような問題がある。小売りの場合には燃料転換によって需要が落ちたり、他事業者にとられる等、主要因が両方ある。こちらの影響の方がはるかに大きく、卸売りより小売りの方が違約金が高いはずなのに、卸しの方

が高い違約金となっているのであればおかしいことだ。長期契約しているところは違約金が付いているから価格は安くなるというならば、スポットで安い価格で応札している価格より本当に安いのか検証し精査する必要がある。

- 高額なペナルティーを伴う契約は、卸元事業者の切り替えが進まない要因の1つになっている。しかし、それ以上に卸先事業者のマインドとして、選択をしにくい背景はいくつも存在していることを認識していただきたい。圧倒的に大きなガス会社の存在は、中小のガス会社にとっては大きな脅威だと考える。また、小売りの競争が起きていない区域ではガス価格を抑制するインセンティブは働かないということもある。その他にも、営業協力や技術協力等、自由化以前から当たり前の慣習として継続されてきた付帯的なサービス等、卸元と卸先の互惠関係として、どのようなものがあるのか全容を把握したうえで制度設計を含めた検証をお願いしたい。

以上

L N G市場の状況と 当社の原料調達・需給調整

**2019年5月31日
東京ガス株式会社**

1

本日の内容

I． 当社の原料調達

II． 当社のLNG需給調整

III． 当社エリアの卸取引

2

I. 当社の原料調達 — 「3つの多様化」と「柔軟性の実現」 —

- 当社は、**安定的かつ安価な原料調達に向けて「3つの多様化」を推進。**
- 「①調達ソースの多様化」では、現在の6か国14プロジェクトからの調達を、**今後はカナダ、モザンビーク、メキシコにも、調達先を多様化する予定。**
- 「②契約条件の多様化」では、**多様な価格指標・仕向地自由契約の獲得等を推進。**
- 加えて、**新規の柔軟性の高い長期契約プロジェクトにコミットしつつ、LNG市況に合わせて短期・スポット契約も最適に組み合わせることで、安価かつ柔軟性の高い調達を志向。**

原料調達の「3つの多様化」

	これまで	これから
【多様化①】 調達ソース	● アジア・オーストラリア中心 ● 6か国14プロジェクト（18年度） ＜参考＞2010年時点 6か国10プロジェクト	● 世界各地 ● 新規プロジェクト（カナダ、モザンビーク、メキシコ）
【多様化②】 契約条件	● 原油価格連動が中心 ● 長期契約が中心 ● 仕向地が限定的	● 多様な価格指標と連動 ● 仕向地の自由化 ● 長期・短期/スポット組合せ
【多様化③】 LNGネットワーク	● 輸出国と日本の取引中心	● グローバルなガス田・発電所等を結ぶネットワーク化

3

（参考 1）原料調達「多様化」の直近の具体例

「3つの多様化」に資する新しい契約を次々と締結。

- 2018/5
米国から**日本初のシェール由来**・長期契約LNGを受入
【**長期契約、仕向地柔軟性あり**】
- 2018/6
モザンビークLNGプロジェクトからのLNG購入に関する基本合意の締結（2019/2 売買契約締結）
【**異なる市場・立地を活かした柔軟な需給調整**】
- 2018/10
北米・LNG**カナダ**プロジェクトからのLNG購入に関する基本合意の締結 【**長期契約、仕向地柔軟性あり**】
- 2018/11
北米・**メキシコ**から当社初のLNG購入に関する基本合意の締結 【**長期契約、仕向地柔軟性あり**】
- 2019/4
シェール・イースタン・トレーディング社との売買契約に関する基本合意の締結
【**価格指標の多様化（石炭価格）**】

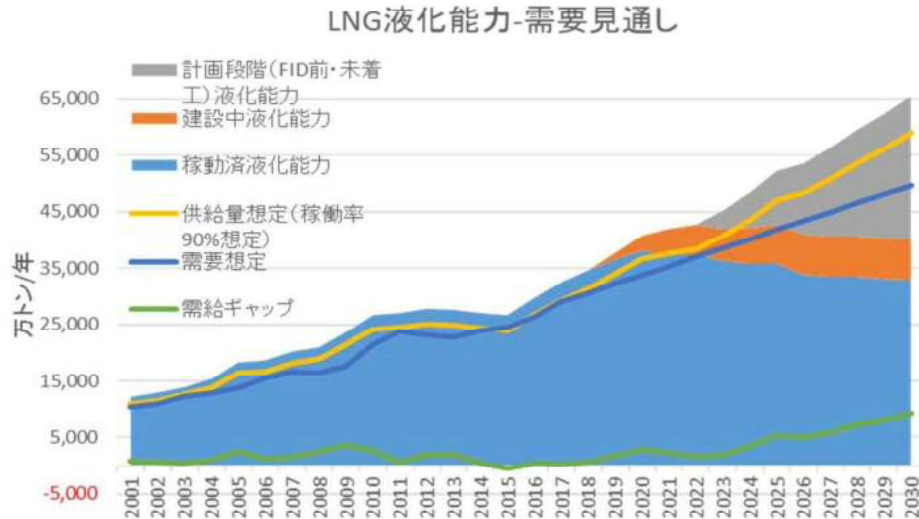


英国セントリカ社とはカーゴスワップを活用し、LNGの輸送効率向上を通じたコスト削減を目指した取り組みを進めている

4

(参考2) 世界のLNG需給見通し

下記出典のレポートによると『建設段階の大規模プロジェクトが順調に稼働すれば、**2020頃には一旦需給が緩和**』『年間を通じた需給のバランスはとれていても、**想定外の供給支障、冬場の需要期におけるスポット価格の高騰が懸念**』



5

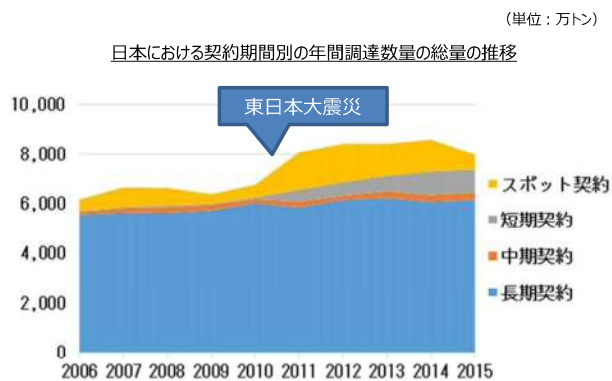
II. LNG需給調整

- ガス会社と電力会社の調達の考え方の違いに加え、電源面でも、新電力として需要獲得計画に応じた規模の発電所を順次拡充している状況であり、LNG火力の設備的な余力が少なく、電力会社のように多様な電源ポートフォリオと多数の火力での調整は困難。
- また、国内・海外への転売についても、依然として仕向地が限定的な契約が残存していることや、需要の変化により転売先のニーズも変化するため、需給調整に活用するには一定の限界あり。

柔軟性の違い

	ガス会社 (新電力)	電力会社
LNG調達 の違い	● 都市ガスの安定的・安価な供給のため、長期契約が中心。 ● 市況に合わせて、スポット契約も活用。	● 多様な電源ポートフォリオの最適運用を見据え、スポット契約を一定量確保し、柔軟性を実現。
電源の 違い	● LNG火力中心 ● 需要に合わせて順次拡充。設備余力は少ない。	● ベース電源を含む多様な電源ポートフォリオ。 ● 多数のLNG火力を既に保有。

長期契約の割合 (全国)

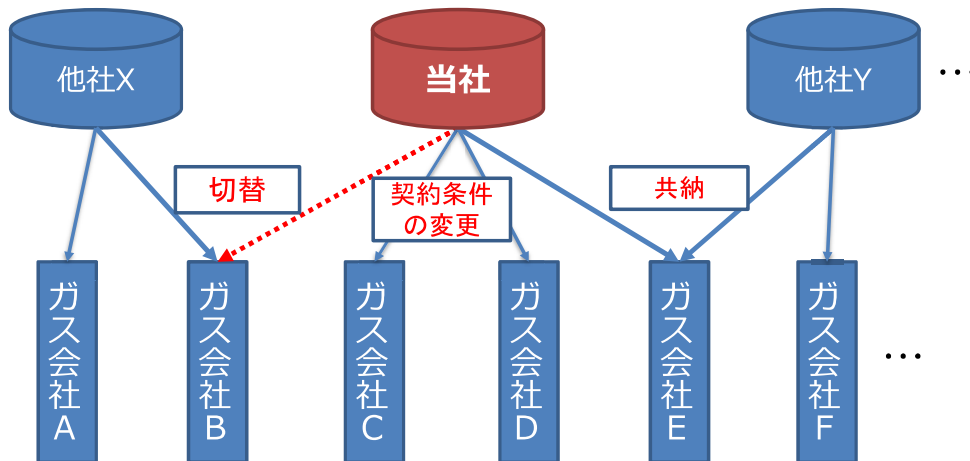


6

Ⅲ. 卸取引の状況

- 関東エリアでは、2004年の卸取引における規制撤廃以来、卸取引の競争が発生。
(例) 卸元の切替、卸価格の値下げ等の契約条件の見直しも複数有
- 卸の長期契約は、卸先にとっても安定的・安価な調達のメリットがあるため、卸先が長期契約も含めて選択できることが重要。

関東エリアの卸競争の状況



第38回制度設計専門会合 事務局提出資料

ガスの卸調達・適正取引の在り方について ～ガスの卸取引に関する競争の促進について～

令和元年5月31日（金）



1

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について

中途解約補償料を伴う長期契約の在り方については、これまでの事業者からのヒアリングを踏まえると、競争政策の観点から、次のような事項が論点として考えられ、今後、整理を行っていくことが考えられるのではないか。

- ガス卸に関するものを含め、事業者間の長期契約は、一般論としては、関係事業者の収益の安定に資するものであり、また、LNG開発など大きな投資を可能とする側面もあるか。都市ガスの卸契約についても、長期契約により収益が安定するため卸価格が低減する可能性があり、また、卸先事業者にとって都市ガスを調達できる確実性も向上する面もあるか。
- 一方で、ガス卸に関する長期契約のうち、高額な違約金を伴うもの（以下「高額違約金付き長期契約」という。）については、卸受事業者が卸元事業者をスイッチングすることを長期間にわたり困難とするおそれがあることから、その状況によっては、ガス卸市場の新規参入者（卸元事業を行おうとする新規参入者）の事業機会を過少にし※1、当該新規参入者の事業を困難とする可能性があるか（市場閉鎖を招来するおそれ）。特に、卸元事業者が市場において有力な地位を有する場合※2は、そのおそれは大きいと考えられるか。

※1 事業機会を過少にする可能性（市場閉鎖を生じるおそれ）が相対的に小さいと考えられるものとして、卸市場における取引の一部に限定されるなど、競争者の事業機会が十分に存在する違約金付き長期契約などが考えられる。

※2 旧一般電気事業者や国産ガス事業者など、将来的にその可能性が高いと見込まれる場合も含む。

- すなわち、このような場合においては、卸市場における事業者間の競争が十分に機能しない結果として、卸先事業者へ卸価格の低減や、その結果として小売価格の引き下げが図られる効果が十分に期待出来ないこととなる可能性が考えられるか。
- なお、市場閉鎖を巡る議論に加えて、卸先事業者が卸元事業者に都市ガスの調達を依存している状況を踏まえれば、ガス事業の健全な育成を図る観点から、優越的地位ないし市場支配的地位の濫用と評価することも考えられるか。

2

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について ～都市ガス事業の構造に対する必要な配慮の考え方

- ただし、高額違約金付き長期契約が都市ガス及びその上流のLNG事業の事業構造上やむを得ない場合には、それを禁止することで事業自体が成立困難となる可能性も考えられることから、ある程度、反競争的効果があるとしても、一概に否定することは適切ではないのではないかと。
- ✓ 事業構造上やむを得ない場合として、具体的には、LNG市場における売り手の強い交渉力に起因する柔軟性の乏しい長期契約（take or pay 条項や仕向地条項等が付与されているもの）などが考えられるか。
- ✓ 他方、前回の本専門会合におけるJERAの実情を考慮すると、LNG市場における調達上の契約柔軟化の傾向、LNGトレーディング等のバリューチェーン全体での柔軟性を高める取り組みによって、状況の変化も見られる。卸元事業者がこのような努力を尽くし、そのような努力が違約金の水準や契約期間の程度に適切に反映されることが求められるか。
- ✓ なお、違約金の水準や契約期間の程度によっては、事業上の必要性を超える過度の市場閉鎖を生じる場合もあるが、その妥当性をどのように判断するか。

3

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について ～まとめ

- ガス卸市場における市場支配的事業者ないし有力な地位を有する事業者（卸元事業者）が卸先事業者との間で高額違約金付き長期契約を締結することについては、卸市場における公正な競争を阻害するおそれがある一方で、上流のLNG市場の事業構造上やむを得ず、LNGトレーディング等のバリューチェーン全体での柔軟性を高める取り組みによっても、回避が困難な側面もありうることを踏まえ、今後、考え方の整理を行っていくこととしてはどうか。

4

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第8回）審議概要

1. 日 時 2019年6月5日（水） 9:00～10:31

2. 場 所 経済産業省 地下講堂

3. 出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員、
武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

（代理 杉野 哲 企画部長）

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部

ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 経営企画部長

富士元 宏明 J X T G エネルギー株式会社 リソース&パワーカンパニー
ガス事業部長

＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、田村ガス安全室長 他

4. 議事次第

1. 開会

2. 説明・討議

（1）熱量バンド制に関する検討

（2）二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討

（3）LNG基地の第三者利用ニーズに関する調査要領及び調査様式

3. 閉会

5. 議事概要

- 事務局より資料説明後、自由討議

議題 1

＜熱量バンド制に関する検討について＞

- 熱量バンド制は、現行の標準熱量制が前提とするLPG添加による熱量調整コストを下げ、ガス料金の低廉化することを狙いとし検討を進めている。しかし、導管網に熱量計を設置しなければならず、また体積が増加することに伴う導管やガバナ等の容量が逼迫し、設備改善による追加コストが必要となる。さらに、ガス機器の安全性や性能が担保できるか、メリット・デメリットを比較検証し導入の可否を検討していくべき。

- 需要家への丁寧な対応が必要となり、調達のためのメリットではなく電気・ガスを含めたトータルメリットを考えてなければならない。
- 一需要家のコスト増ではなく、社会全体のコストを考えるべきだ。
- 機器の安全性の確保、耐久性については可能な限り定量的な比較を行うこと。料金の請求方法について具体的にわかるとよい。
- 昨年度の調査を踏まえ、需要家側の燃焼機器に加え、供給側の導管・製造設備、ガス事業者の各種システムへの影響調査及び、熱量計の設置個所等の追加調査を行う。また、熱量バンド制を採用している諸外国の調査も継続する。
- 熱量変動に大きく影響を受ける需要家の意見収集や、熱量の影響がでる小型エンジン等のメーカーからの情報収集も行っていたきたい。
- 熱量バンド制を採用した場合は、大きな制度変更になることから、多少時間を要しても調査はきちんとおこなっていただきたい。

議題 2

＜二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討について＞

- 「二重導管規制」に関する2020年度以降の対応について検討を開始する。
全面自由化後の17年～19年度は、都市ガスの伸びを考慮し、全需要家の4.5%を上限に供給を認めていた。「この3年で上限に達しなかった残余分を繰り越し可能にするのか」「上限を超えた供給の許容可否」「残量開示の仕組み」「全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性」について検討をすすめる。
- 二重導管を規制するほど、本当に利益阻害性があるものか。
- 3年の暫定措置をしない選択肢もあるのではないか。
- 3年の残余分を繰り越し可能にすると、実際の需要の伸びを上回る量が一般ガス導管から脱落しかねず、託送料金低廉化に向けて厳しい措置となるので、多くの需要家の託送料金やガス料金の低減につながる仕組みとなるよう検討を願う。

議題 3

＜LNG基地の第三者利用ニーズに関する調査要領について＞

- 現在、第三者利用を義務付けられていない貯蔵容量20万kℓ未満のLNG基地を利用したい事業者のニーズを聞く。また、ガス・電気・石油業界等の事業者からも意向を聞くとともにホームページを通じて、広く意見を求めていく。

6. 次回、8/2（金）10：00～ 場所については後日ご案内する。

以上

熱量バンド制に関する検討

2019年6月5日

資源エネルギー庁

標準熱量制から熱量バンド制への移行の検討について

第2回ガス事業制度検討WG 資料6
(2018年10月29日)より抜粋

- 「標準熱量制」とは、ガスの単位体積当たり熱量の標準値（毎月の算術平均値の最低値）を定め、熱量の変動を制限する仕組み。標準熱量制により、機器の利便性・安全性、料金の公平性といった需要家メリットを確保することで、ガス利用の普及・高度化が進められてきた。
- 熱量調整については、ガスシステム改革小委員会の報告書（平成27年1月）において、ガスの利用時の安全性等や公平な取引を確保するために熱量調整が引き続き必要であるとされるとともに、熱量調整を行わないことに対しては機器の安全性確認等が必要であることから、中長期的な課題とされた。
- また、将来的には米国産の低熱量なシェールガスの輸入量の増加に伴い、熱量調整に用いるLPG添加量が増加することで、コストが増大する懸念もある。
- こうしたことを踏まえ、一定の熱量範囲（バンド）に収まれば、熱量が多少変動しても導管への注入を認める仕組みである「熱量バンド制」の導入の適否について、検討することとしたい。

ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）抜粋

⑥熱量調整の在り方

熱量調整に要するコストが以前より低くなっていることを踏まえ、関係事業者がその負担軽減に一層努めるとともに、熱量の差がガスの託送供給や融通の障壁にならないよう、導管を相互に接続している事業者間で熱量を可能な限り一致させるよう努めることが必要である。これに関し、**原則、熱量調整を行わないことを指向すべきとの意見もあった。ただし、そのためにはメーターの交換や機器の安全性確認、熱量調整を必要とする大口需要家に係る対応を整理する必要があるため、中長期的な課題とする。**

(参考) 第2回ガス事業制度検討WG (2018年10月29日) 資料6より抜粋

(参考) 主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量について

- 主なLNG調達事業者が調達するLNGの最高熱量と最低熱量の幅は約40MJ～46MJで推移し、平均熱量(加重平均)は減少傾向となる見込み。



※LNG調達事業者各社からの情報に基づき資源エネルギー庁が作成

3 2

(参考) 第7回ガスWGの概要(熱量バンド制関連)

- 第7回ガスWGでは、事務局から熱量バンド制の議論の前提となる調査結果について報告するとともに、委員等から下記の趣旨の御意見を頂いた。

<2018年度調査について>

- 韓国では、熱量変動によりチューニングや調整が必要な産業用設備について、中小企業など独自での管理が困難な場合には、補償される仕組みが構築されているが、補償実績はどの程度か。
- ヒアリング結果は今後の検証ポイントとしては重要であるが、実機検証とは区別する必要がある。
- 不純物の問題は、熱量バンド制への移行の検討とは別に整理する必要がある。
- 実機検証を行ったガスこんろやエネファームについて、安全性の基準値は超えないことが確認されたことは大きな成果。他方、メーカーサイドのヒアリングにおいては、ほぼ全てのガス機器で安全面・性能面などに影響が出る又は影響が出る可能性があるという回答であった点についても注視すべき。【オブザーバー】

<2019年度の検討について>

- ガラス産業などの重工業向けのガス機器に与える影響や、ガラスメーカーがどういった知見を持っているかについて調査していただきたい。
- 机上の検討や経験則に基づく定性的な評価よりも、より多くの機器について実機検証を行い定量的な評価をしていただきたい。【オブザーバー】
- ヒアリングで得られた可能性の技術的検証をしていただき、実態としてどういった影響があるのかを定量的に評価することが重要ではないか。
- 熱量バンド制に移行した際の社会コストの増大とメリットについて検討が必要。
- 低品質ゆえの故障と安全性の欠如といった事態は必ず避けなければならない。安全性を確認した上で、コストベネフィットアナリシスを取り入れた議論をしていただきたい。
- パワージェネレーションのための機器を国際的に輸出していくには、諸外国にも適用できるような範囲とはどういうものなのかを作っている製作会社にもチェックし、いろんな情報を集めた上で、我が国の国力が最も増大するような方向とはどうあるべきなのかというのを考える必要があるのではないかと。
- 我が国の国際競争力、メーカーの国際競争力について言うのであれば、むしろ今のように熱量が揃っていることは深刻な問題ではないか。つまり、熱量がちゃんと揃っているという状況のもとでは動けけれども、2%程度変動すると動かないような機械であるならば、外に持って行っても通用しないということ。仮に2%変動しても問題ないという機械は、2%変動するところでも通用するが、逆は成り立たないため、標準熱量制をいつまでも続けていいのかということは考える必要があるのではないかと。
- 目先の利益だけに捉われず、日本全体のガスエネルギーの発展や日本全体のネットワークといった大きな視点に立って議論していただきたい。
- 韓国の2段階制のように、導入の方法について検討していくことが重要ではないか。

3

検討の進め方

- 本年度は、A．熱量制度が担保すべき要素とその要求水準を明確化し、B．標準熱量制と熱量バンド制の具体的な選択肢を想定して比較・分析した上で、C．制度移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行うこととしてはどうか。なお、検討を深めるに当たっては、追加調査により外部組織の専門的知見も活用することとしたい。
- 検討スケジュールとしては、本日はA・Bのブレインストーミングで御意見をいただき、御議論も踏まえた追加調査を2019年内目途に完了させ、2020年1～3月に移行の方向性と論点の中間整理を御検討いただきたい。
- 2020年度は、検討の結果有力となった選択肢について、中間整理する論点、例えば、課金方法や費用負担等、移行の際に必要な制度設計の詳細検討を進めるのはどうか。

< A．熱量制度が担保すべき要素ごと、B．選択肢ごとに分析するイメージ図（例） >

B \ A	① 需要家の安全性	② 需要家の利便性	③ 小売料金の正確性	④ 託送料金の正確性	⑤ 一般ガス導管事業者の導管等の供給能力	⑥ 気化器・熱量調整設備等の供給能力
① 標準熱量制 熱量引き下げ 44MJ/m ³ 等						
② 熱量バンド制 44-46MJ/m ³						
③ 熱量バンド制 43-45MJ/m ³						
④ 熱量バンド制 42-46MJ/m ³						
⑤ 熱量バンド制 40-46MJ/m ³						

本WGにおける議論や追加調査により、充実させていく。

4

A．熱量制度が担保すべき要素例

- 熱量バンド制の導入に当たって担保すべき要素としては、例えば、下記のような事項が挙げられるか。他に担保すべき要素はあるか。

	要素例	備考
小売供給	① 需要家の安全性	・ 燃焼機器が正常に稼働せず、ガス消費機器によるCO中毒やその他の事故が発生する可能性がある。
	② 需要家の利便性	・ 燃焼機器が正常に稼働せず、使用しているガス消費機器が用途に適さなくなる可能性がある。 ・ オンサイト熱調設備が必要となる可能性がある。
	③ 小売料金の正確性	・ 熱量課金とした場合、熱量計の設置等の追加コストが生じる。 ・ 熱量計の設置数、設置場所によっては、正確な熱量と誤差が生じ、小売料金算定に誤差が生じる可能性がある。 ・ 体積課金から熱量課金への変更に伴うシステム改修コストが発生する。
導管NW	④ 託送料金の正確性	・ 熱量課金とした場合、熱量計の設置等の追加コストが生じる。 ・ 熱量計の設置数、設置場所によっては、正確な熱量と誤差が生じ、託送料金算定に誤差が生じる可能性がある。 ・ 体積課金から熱量課金への変更に伴うシステム改修コストが発生する。
	⑤ 一般ガス導管事業者の導管等の供給能力	・ ガスの体積当たり熱量の低下に伴い、これまでと同等の総熱量を供給するために送出するガスの体積が増えることで、導管やガバナ（整圧器）等の容量が逼迫し、設備改修や昇圧防止装置の新設等のコストが生じる可能性がある（バンド下限値が低くなるほど、コストが増加する可能性がある）。
製造	⑥ 気化器・熱量調整設備等の供給能力	・ ガスの体積当たり熱量の低下に伴い、これまでと同等の総熱量を供給するために製造するガスの体積が増えることで、タンク、気化器、熱量調整設備等の容量が逼迫し、設備改修等のコストが生じる可能性がある（バンド下限値が低くなるほど、コストが増加する可能性がある）。

5

B. 標準熱量制と熱量バンド制の具体的な選択肢例

- 分析を行うに当たり、例えば以下のような選択肢について、現行の45MJ/m³の標準熱量制と比較・検討してはどうか。他に検討すべき選択肢はあるか。

	選択肢例	バンド幅	変動幅	都市ガス種類	効果
①	標準熱量制	引き下げ 44MJ/m ³ 等	—	13A	・ LPG添加コスト削減の可能性がある。 ・ 熱量が一定のため、機器の安全性、料金の正確性が確保される。 ・ 料金システムの変更が不要など、追加的な投資・機器対応コストが比較的小さい。
②	熱量バンド制	44～46MJ/m ³	± 2 %	13A	・ LPG添加コスト削減の可能性がある。 ・ LNGの調達多角化により費用低減・調達安定性向上の可能性がある。 ・ ガス機器への影響（安全面・性能面）については、バンド制下の変動幅が現行の標準熱量制下の瞬時値と同程度なことから、追加的な投資・対応コストが比較的小さい可能性がある。 ・ 熱調設備が不要となれば、LNG基地の導管網への接続が容易になり、競争活性化の可能性がある。 ・ 国内向けと外国向けのガス機器をメーカーが別々に開発・製造する必要がなくなれば、ガス機器の価格低減やメーカーの国際競争力強化の可能性がある。
③	熱量バンド制	43～45MJ/m ³	± 2 %	13A	・ LPG添加コスト削減の可能性がある（②より大）。 ・ LNGの調達多角化により費用低減・調達安定性向上の可能性がある（費用低減効果は②より大）。 ・ ガス機器への影響（安全面・性能面）については、バンド制下の変動幅が現行の標準熱量制下の瞬時値と同程度なことから、追加的な投資・対応コストが比較的小さい可能性がある。 ・ 熱調設備が不要となれば、LNG基地の導管網への接続が容易になり、競争活性化の可能性がある。 ・ 国内向けと外国向けのガス機器をメーカーが別々に開発・製造する必要がなくなれば、ガス機器の価格低減やメーカーの国際競争力強化の可能性がある。
④	熱量バンド制	42～46MJ/m ³	± 4.5 %	13A	・ LPG添加コスト削減の可能性がある（③より大）。 ・ LNGの調達多角化により費用低減・調達安定性向上の可能性がある（③より大）。 ・ 熱調設備が不要となれば、LNG基地の導管網への接続が容易になり、競争活性化の可能性がある。 ・ 国内向けと外国向けのガス機器をメーカーが別々に開発・製造する必要がなくなれば、ガス機器の価格低減やメーカーの国際競争力強化の可能性がある。
⑤	熱量バンド制	40～46MJ/m ³	± 7 %	12A 13A	・ LPG添加コスト削減の可能性がある（④より大）。 ・ LNGの調達多角化により費用低減・調達安定性向上の可能性がある（④より大）。 ・ 熱調設備が不要のため、LNG基地の導管網への接続が容易になり、競争活性化の可能性がある。 ・ 国内向けと外国向けのガス機器をメーカーが別々に開発・製造する必要がなくなれば、ガス機器の価格低減やメーカーの国際競争力強化の可能性がある。

6

追加調査について

- 熱量バンド制に移行するかどうかは、現行の標準熱量制に比べて、想定されるメリットがコストを上回るかにより判断される。より正確に分析を行うため、熱量バンド制が担保すべき要素例や選択肢例の各項目の精緻化、定量化に向けて追加調査を行うこととしてはどうか。
- 調査項目としては、例えば以下の項目が考えられるが、これ以外にも調べるべき項目はあるか。
 - ① 燃焼機器への影響（安全面・性能面）とその対策コスト・対応に要する期間の試算（継続調査）
 - ② 導管・製造の設備への影響とその対策コスト・対応に要する期間の試算
 - ③ 熱量計の設置箇所の検討とその設置・維持管理コスト・対応に要する期間の試算
 - ④ LPG・LNGの市況見通し及びLPG削減量・LNG増加量の試算
 - ⑤ 諸外国の追加調査（英国・韓国の熱量計の設置状況・課金方法、韓国の需要家への補償制度と実績、ドイツ・韓国の燃焼機器調査手法等）
 - ⑥ 国内需要家調査（関心の高い国内需要家リスト作成、熱量変動に対する需要家のノウハウ、オンサイト熱調設備を必要とする需要家数等）
 - ⑦ ガス事業者の各種システムへの影響とその改修・維持管理コスト・対応に要する期間の試算

7

C. 制度移行に向けて検討を要する論点例

- 仮に熱量バンド制に移行する場合、制度面で見直しの検討が必要な項目も考えられる。例えば、以下の見直しが必要ではないか。他にも、検討すべき項目があるか。
 - ① 課金方法の検討（体積課金から熱量課金へ）
 - ② 対策コストの費用負担者の検討
 - ③ 同時同量や振替供給等の託送制度見直しの検討
 - ④ 事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入の検討（全国統一とするか、事業者ごとの選択とするか等）
 - ⑤ 実施までのスケジュール等の検討

8

（参考）第7回ガス事業制度検討WG（2019年3月28日）資料5より抜粋

1. 熱量バンド制への移行の検討の前提となる調査について

- 熱量バンド制の導入を検討するための前提となる調査について、今年度の調査状況を報告する。

（参考）第2回ガス事業制度検討WG（2018年10月29日）資料6より抜粋

今後の議論の進め方（議論の前提となる調査について）

- 熱量バンド制の導入を検討するに当たり、議論の前提として、関係者と連携して熱量バンド制を導入した場合のガス機器等への影響調査や、熱量バンド制が実施されている諸外国の実態調査等を開始し、当WGにおいて、その結果も踏まえて具体的な検討を進めることとしたい。具体的な調査内容は以下の通り。
 - （1）熱量バンド制に移行した場合のガス機器への安全面・性能面等の影響、影響のある燃焼機器の対応策の検討等に関する調査
 - ・ 影響等調査は、メーカーへのヒアリング調査、検査機関又はメーカーによるガス機器の影響調査と対応策の整理等を行う。
 - ・ 本調査を実施する際のバンド幅は、
 - ① 主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量を踏まえた40MJ～46MJ、
 - ② 大半のガス機器が対応しているガスグループ（13A）の熱量を踏まえた42MJ～46MJの2種類のバンド幅での影響を調査する。
 - （2）諸外国における熱量バンド制に関する実態調査
 - ・ 韓国、欧州及び米国について、熱量に関連する規制の概要、ガスの供給の運用実態（熱量調整設備の有無、規制と運用実態での熱量バンド幅の違い等）、熱量バンド制によるガス機器への影響とその対応策、熱量バンド制における課金方法（熱量計の設置箇所等）、環境規制への影響等を調査する。

1

9

(参考) 都市ガスのガスグループについて

- 都市ガスは7つのガスグループに分かれているが、現在供給されているガスのほとんどが13Aである。
(旧一般ガス事業者の需要家数(平成29年3月末時点)に占める13Aのガスグループは約99%)
13Aのガスグループのガスの熱量の下限値は約42MJ。



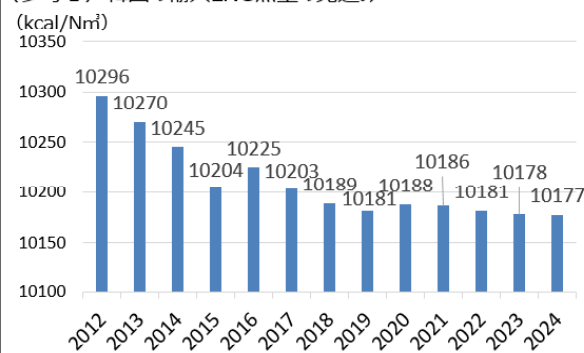
2. 熱量バンド制への移行によるガス機器への影響調査

- 熱量バンド制に移行した場合のガス機器への安全面・性能面等の影響及び対応策等の調査について、平成30年度は家庭用・業務用のガス機器や、産業用ガス機器のメーカーへのヒアリング調査及び実機検証(ガスこんろ、エネファーム)を実施した。
 - ヒアリング調査では、ほぼ全てのガス機器で安全面・性能面等に影響が出る、又は影響が出る可能性があるという回答であった。一部の工業炉の機器では、バンド幅が40~46MJ/Nm³の範囲内で熱量の変動速度を一定の範囲内に抑えた場合、バンド幅を加味した空気比設定とすることで、影響を抑えられる可能性もあるとの回答もあった。
また、過去の実機検証を踏まえた影響として、ガスヒートポンプ(GHP)で一時的に一酸化炭素が発生する可能性があるといった回答や、ガスエンジンで熱量の変動が瞬時に行われた場合に空気比制御が対応できず、ノッキングによるエンジン損傷、不完全燃焼や失火の可能性があると回答もあった。
 - 実機検証を行ったガスこんろでは、省令・JIS等で定められている安全面の基準値を超えないことが確認された。性能面では一定の温度までの加熱時間が42MJ/Nm³と46MJ/Nm³との比較で約8%、40MJ/Nm³と46MJ/Nm³との比較では約10%の差が発生するなどの影響が確認された。また、自動調理機能(熱量が一定であることを前提に燃焼時間を制御している機器)では、沸かし時間や焼き色に差が出るなど仕上がりへの影響が想定されるという声があった。
エネファームでは、省令やJIS等で決められている安全面の基準値を超えないことが確認された。また、運転停止等の異常は確認できなかったが、設計余裕度により影響が軽減されたと考えられる。余裕がない運転状態では、負荷変動や温度低下などが発生すると、運転停止の可能性もある。さらに、このような運転状態が継続することで耐久性が低下する可能性も大きいことが想定されるという声があった。
 - ヒアリングや実機検証の結果を踏まえ、調査実施者や関係者による検討会においては、熱量変動による影響は、経年機器の方が顕著に出ると懸念する意見や、窒素酸化物の規制があるためにNOx排出量についての試験実施が必要という意見、ガス機器の中には、ガス品質(窒素等の不純物、メタン価、メタン以外の炭化水素)の変動が影響するものもあるため、熱量バンド制への移行の検討の際には、ガス品質の変動も考慮する必要があるという意見があった。その他、国内で使用されている全てのガス機器についてもれなく調査することは困難であること、必要に応じてユーザー側のヒアリングも必要であるという意見もあった。
- これらの結果や意見等を踏まえ、平成31年度においても、引き続き経年機器等の追加調査、NOx等の環境規制への影響調査を実施するとともに、熱量バンド制に移行した場合に必要な対応策のコスト試算及び対応に必要な期間等についての調査を実施する。

3. 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (韓国)

- 韓国では、日本と同じく標準熱量制を導入していたが、輸入するLNGの低熱量化やバイオガス等の導入、ロシアからのパイプラインガスの導入可能性に対応するため、2006年から6年かけて、政府、韓国ガス公社 (KOGAS)、都市ガス事業者など様々な利害関係者を中心に熱量バンド制に関する検討が行われ、2012年7月から熱量バンド制を導入した。
- バンド幅は、導入初期の2012年～2014年までと、2015年以降の2段階により導入しており、現在適用されている熱量規制の範囲は41.0～44.4MJ/Nm³となっている。
熱量変動は、制度上は各需給地点の月間加重平均熱量がKOGAS全体の需給地点の月間加重平均熱量の±2%以内になるように制限しているが、実運用上は消費者へ供給する熱量を±2%以内で供給するために、ガスを送出する際の変動幅を±1%に強化して管理している。
- 熱量調整は、LNGのブレンドングを利用しつつ、LNG基地で引き続きLPGを注入して増熱する熱量調整設備を運用している。

(参考1) 韓国の輸入LNG熱量の見込み



出所) KOGAS都市ガス熱量制度の改善施行

(参考2) 韓国の熱量バンド制のバンド幅

標準熱量制 ～2012年	熱量バンド制 2012～2014年 (第1段階)	熱量バンド制 2015年～ (第2段階)
(標準熱量) 43.5MJ/Nm ³ (10,400kcal/Nm ³)	(最高熱量) 44.4MJ/Nm ³ (10,600kcal/Nm ³)	(最高熱量) 44.4MJ/Nm ³ (10,600kcal/Nm ³)
(最低熱量) 42.3MJ/Nm ³ (10,100kcal/Nm ³)	(最低熱量) 42.3MJ/Nm ³ (10,100kcal/Nm ³)	(最低熱量) 41.0MJ/Nm ³ (9,800kcal/Nm ³)

3 12

3. 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (欧州)

- 欧州では、1998年にベルギーとイギリスを結ぶ海底パイプラインの完成を契機に、ガス品質を標準化する議論が開始し、業界団体が主導して共通ルールが設定された。その後、ロシア産ガスの流入増加やLNGの導入、欧州全体でのガス市場の統合促進などの観点から、引き続きガス品質の標準化の動きが続いている状況であり、熱量についての標準化は合意されておらず、各国のバンド幅は調達先の熱量が受け入れられるように設定されている。
- 各国の状況として、今回の調査ではベルギー、ドイツ、イギリスを調査した。
ドイツでは、ロシア産、ノルウェー産、オランダ産のガスが供給されており、地域によって支配的なガスが異なる状況となり、季節やロシア産ガスの状況で品質の異なるガスが流れる場合がある。このような地域に立地するプラント工場や発電所では、燃焼効率性や汚染物質の排出、生産品質への影響が懸念されているとのことであった。
- また、ベルギー、ドイツ、イギリスでの2018年の総発熱量 (GCV) の変動実態を見ると、ベルギーでは、±1%未満の変動でありガス品質変動は極めて安定している状況であった。
ドイツ・イギリスでは、1年のうちほとんどで±1%未満の変動だったが、年に数回±2%程度の変動が起きている状況であった。
- 熱量調整については、高カロリーガスを熱量の低いガスを供給している地域に送るために、窒素を注入する熱量調整設備がいくつかのLNG基地、LガスとHガスの接続点で整備されているが、オランダのゲート基地を除いて、それほど利用されていない状況であった。

5 13

3. 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (米国)

- 米国では、2002年から2007年にかけて、業界団体や連邦エネルギー規制委員会 (FERC) で州際パイプラインでのガスの互換性を維持するための議論が行われ、2005年から2007年にかけて FERCから政策・命令が出されて以降、大きな問題提起はされていない。
- 州際パイプラインの熱量変動幅は、FERCの政策・命令により $\pm 2\%$ 以内の変動で運用されている。また、各州の法令でもガスの熱量変動幅について規定されており、今回調査したニューヨーク州では、州法の規定では $\pm 2\%$ 以内の変動は認められているが、運用として地域配給会社に対して $\pm 0.5\%$ 以内の変動とするよう求めている。
- また、熱量調整については、州際パイプラインに流れる総量に比べ、受入地点で州際パイプラインに入るガスの総量は相対的に小さいことや、州際パイプラインの輸送距離が長く輸送中にガスが十分に混ざるため、熱量調整設備は設置されておらず、ブレンディングで対応している。
- ガス機器への影響は、発電所やガラス産業などのガス品質に敏感な需要家は、自社で熱量計などを備えてガス密度やメタン量などのガス品質を自動計測して調整している。これらの需要家以外は、州際パイプラインの $\pm 2\%$ 以内 (ニューヨーク州では $\pm 0.5\%$ 以内) の変動であれば、ガス機器に問題は生じておらず、特段の対応は取られていない。

(参考) 州際パイプラインに関するFERCの基本方針

- ① 委員会が承認したガス料金タリフに含まれている天然ガス品質や互換性スเปックのみ有効
- ② ガス品質や互換性についてのパイプラインの料金条項は、供給の最大化を重視し、安全性と信頼性のバランスをとりつつ、進歩する科学的知見に基づく柔軟性を備える必要がある
- ③ パイプラインの運営者とガスの最終利用者は技術的要求に基づいてガス品質や互換性のスเปックを決める
- ④ 技術に基づいた解決策を交渉する際には、パイプラインの運営者や顧客は、NGC+を使用することを推奨する
- ⑤ パイプラインとその顧客がガス品質と互換性に関する紛争を解決できない範囲で、紛争は委員会に提出され、事実と技術的な見直しの記録が残される。

※④のNGC+では、ガスの熱量についてそれぞれの地域の過去の平均的なウォッパ指数から $\pm 4\%$ の変動に収めるように推奨しているが、⑤の事項に従って、ガスの組成と互換性に関する争いに対する命令の中でFERCは6分間で $\pm 2\%$ の変動に納めるべきと判断している。

10 14

(参考) 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (課金方法等)

- 韓国、欧州及び米国における熱量バンド制での課金方法や熱量計の設置箇所等は以下のとおりであった。

	韓国	欧州	米国
課金方法	・ 熱量単位で課金 (熱量バンド制を導入したため、取引制度を体積から熱量へ変更)	・ 熱量単位で課金	・ 熱量単位で課金
熱量計の設置箇所	・ 生産基地の実験室 ・ 生産基地の出口 ・ 卸供給地点 ※合計107箇所に設置	・ ガスパイプラインの相互接続点 ・ TSOとDSOの分岐点 ・ 大規模消費者への分岐点 ※イギリスでは合計122箇所に設置	・ ガス生産者からパイプラインにガスが流入する点 ・ 州際パイプラインの相互接続点 ・ 大規模消費者へ流出する点 ・ 州際パイプラインとLDCの接続点など
環境規制への影響	・ 熱量変更やガス品質変動による直接的な問題は指摘されておらず、むしろ、メタンが増加し、メタン以外が減少することによるCO2排出削減になるとの意見があった。(熱量バンド制に限らず、標準熱量の引下げでも同様の効果が考えられる) ・ 欧州の場合、ガス機器の効率性規制等が強化されているため、既存の使用機器が取得しているカテゴリが変わる可能性があるとの指摘がされている。		

11 15

（参考）規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

＜事項名＞

No.31 ガス小売市場における競争促進（変更の標準熱量制から熱量バンド制への移行）

＜規制改革の内容＞

現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、L P G・L N Gの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。

＜実施時期＞

直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す

二重導管規制に係る変更・中止命令の 判断基準に関する検討

2019年6月5日
資源エネルギー庁

二重導管規制の概要

- 二重導管規制とは、特定ガス導管事業の供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれる場合に、当該特定ガス導管事業によりガスの使用者の利益が阻害されるおそれの有無を国が審査し、おそれがあると認められる場合には、特定ガス導管事業の届出内容に係る変更又は中止の命令を可能とする制度である。
- 二重導管規制の趣旨は、既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すことにある。

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）
（事業の届出）

第七十二条 **特定ガス導管事業**（一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。以下この節において同じ。）**を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。**

一～六 （略）

2 （略）

3 第一項の規定による届出をした者は、**その届出に係る供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供してはならない。**

4 （略）

5 **経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。**

6～9 （略）

（注）一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行う特定ガス導管事業の届出についても同様の規定あり（ガス事業法第55条）。

二重導管規制の変更・中止命令に係る判断基準 1/2

- 二重導管規制に係る変更・中止命令の判断は、（１）届出内容の類型整理、（２）獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価の２ステップで行われる。
- （１）届出内容の類型整理では、特定ガス導管事業の届出内容が「変更・中止命令の不要な類型」「変更・中止命令の必要な類型」「獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価により変更・中止命令の要否が決まる類型」のいずれに該当するかを、①届出に係る供給ガスが一般ガス導管事業者の導管により託送供給不可能なものか、②ガスの使用者が現に一般ガス導管事業者の導管によりガス供給を受けているか等の観点から、判定する。

○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）

1. ガス事業関係

第2 処分の基準

（38） 法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令

法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第72条第1項の届出を行う者が、一般ガス導管事業者の供給区域において同項の規定による届出に係る導管（以下この（38）において「特定導管」という。）を特定ガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス導管事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該特定導管が一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを供給するものであるか否か、②当該特定導管によりガスを供給しようとするガスの使用者が現に当該一般ガス導管事業者の導管によりガスの供給を受けているものであるか否か、③当該ガスの使用者に対するガスの供給実績があるか否か、④当該特定導管が新規に設置されるものであるか否か、⑤当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網に余力があるか否か等を勘案しつつ判断するものとする。

2

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5 事務局資料より抜粋

1① 二重導管規制に係るこれまでの議論について

託送供給不可能ガスに係る判断基準

給区域 業者Aの供給	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給 △（注1） ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。
	新規需要	○（注2）

託送供給可能ガスに係る判断基準

一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	ガス導管事業者の導管		
		新設	既設	
	新規需要	一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある	×	△（注3） ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。
		一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない	○（注2）	○（注2）
		一般ガス事業者Aの導管と直着ではない	○（注2）	

（注1）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。（利益阻害性の評価は行わない。）

（注2）「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

（注3）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。（利益阻害性の評価は行わない。）他方、そうではない場合には、一般ガス事業者Aの供給区域内における「需要家の利益阻害性」を国が評価することとし、当該需要家の利益が阻害されないと認められる場合に限り、当該ガス導管事業者によるガスの供給を認める。なお、その他のガス導管事業者については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めない。

3 3

二重導管規制の変更・中止命令に係る判断基準 2/2

- (2) 獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価では、現に一般ガス導管事業者の導管によりガス供給を受けている「既存需要」を獲得しようとする特定ガス導管事業について、「原則として、小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能」との判断基準を踏まえて、変更・中止命令の可否を判断する。
- この「3年度・4.5%ルール」は、
 - ▶ 「需要家の利益阻害」とは、一般ガス導管事業者の託送料金※の値上げが実際に行われることと考えるべきであるところ、ネットワーク需要の伸びに相当する既存需要が脱落したとしても、理論上は託送料金の値上げが行われることはないこと（※託送料金は、託送原価を託送需要で除して算定される）
 - ▶ 2006-2014年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率が約1.5%/年であったこと等を踏まえて、小売全面自由化後3年度間（2017-2019年度）の基準として整理されたものである。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5 事務局資料より抜粋

ガス導管事業者による既存需要の獲得に係る新たな判断基準のイメージ

<原則>
小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能。

<例外>
ただし、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領（注）において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない。
（＝託送料金が実際に値上がりすることは回避。）

（注） 事前認可申請時の審査要領ではなく、小売全面自由化を実施する際に定めることとなる値上げ認可申請時には相当程度の効率化を求める旨を記載した審査要領。

4

現行の判断基準の検証と2020年度以降の制度についての検討

- 現行の二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準は、2017-2019年度の制度として整理されているため、2019年内を目処に、2020年度以降の判断基準について検討する必要がある。
- 第30回ガスシステム改革小委員会では、2017-2019年度の検証事項例として
 - A 2017-2019年度の判断基準による、一般ガス導管事業者の導管整備促進への影響
 - B 託送供給不可能ガスに係る市場ニーズの充足状況2020年度以降の制度に関する検討事項例として、
 - ① 2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否
 - ② 需要家の利益阻害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否を提示している。
- 本日は、上記A・Bの状況を報告した上で、上記①②等の2020年度以降の二重導管規制に係る変更・中止命令に係る判断基準に関する検討事項のリストアップを進めたい。

5

1⑤ 小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制について

- 小売全面自由化後3年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。
- この点については、小売全面自由化後3年が経過する日までに、
 - ① 前述の制度が、一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、また、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。
 - ② 小売全面自由化後3年度間で、ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、4年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。
 - ③ 前述の制度は、ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の4.5%という上限値を設ける制度であるところ、厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。

などの観点から検証し、小売全面自由化後4年目以降の制度を検討することとしたい。

(注) いわゆる二重導管規制は、小売全面自由化後の一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との関係を規律するものであるが、厳密には、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者が自ら導管を敷設することにより、一般ガス導管事業者の導管ネットワークを通してガスの供給を受ける需要家の利益が阻害されることがないかといった論点もあり得る。他方、こうしたガス小売事業者が敷設する導管は小規模であることが一般的であり、現時点では、特定ガス導管事業者によるものほど、当該需要家の利益を阻害することは想定されないことから、ガス小売事業者が行う導管敷設については、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理する。(ただし、こうした導管が非常に大規模なものとなり、当該需要家に与える影響が無視できないものとなった場合には、どのような規制措置が適当かを改めて検討することとする。他方、この場合においても、LPガスを供給する旧簡易ガス事業者が敷設する導管の取扱については、留意が必要。)

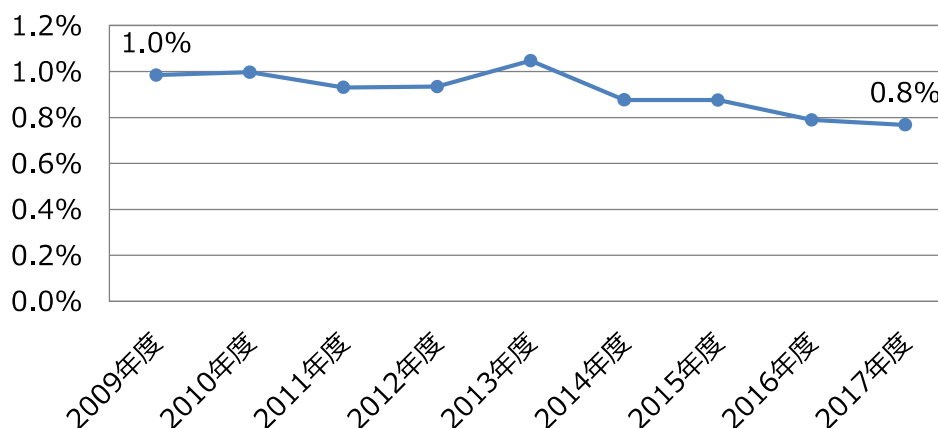
18 6

A 一般ガス導管事業者の導管整備状況及び

B 託送供給不可能ガスに係る市場ニーズの充足状況

- 全国の一般ガス導管事業者(旧一般ガス事業者)の導管総延長は、2017年度末で約26万km。
- 2009-2017年度の導管総延長の延伸率※は、平均で年0.9%。概ね遞減傾向にあり、ガス小売全面自由化後の2017年度の延伸率は年0.8%。 ※当該年度中の延伸距離を2008年度末の導管総延長で除した値。
- 3年度・4.5%ルールにより全国で獲得された需要規模は約2.4億m³/年、件数は3件。
- 累積の需要獲得量が獲得可能量の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域は存在しない。

全一般ガス導管事業者(旧一般ガス事業者)の導管総延長の延伸率



2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項例

- 2020年度以降の二重導管規制の検討に当たっては、例えば下記の事項を扱うこととしてはどうか。

例示済みの検討事項

- ① 2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否
- ② 需要家の利益阻害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

追加の検討事項例

- ③ 獲得可能量の残量開示の可否
 - 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。
- ④ 獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性
 - 現行の全国一律設定方式だと、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。
- ⑤ 獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い
 - 3年度・4.5%ルールネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。
- ⑥ 供給区域外へ突出した導管需要の取扱い
 - 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、供給区域内の小売託送供給量と合わせて、小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、当該導管の供給地点は供給区域外にあることから、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。

LNG 基地の第三者利用ニーズに関する調査要領

2019 年 6 月 5 日

経済産業省資源エネルギー庁ガス市場整備室

1. 趣旨

- 現在、経済産業省資源エネルギー庁では、規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえつつ、ガス受託製造約款の策定が義務付けられる LNG 基地の対象拡大について、利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、2019 年度中に結論を得ることとしています。本検討は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（以下「ガス事業制度検討 WG」と呼びます。）にて、有識者の意見を聴きながら進めています。

（参考）LNG 基地の第三者利用制度に係るガス事業制度検討 WG の配布資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/gas_jigyo_wg/pdf/006_05_00.pdf

- この度、ガス受託製造約款の策定義務が課されていない「ガス導管に接続している貯蔵容量が 20 万 kI 未満の LNG 基地」の第三者利用ニーズの有無等を把握し、ガス受託製造約款の策定義務の対象拡大の要否を検討するため、調査を実施することとしました。
- 事業者の皆様にご提出いただいた調査結果は、ガス事業制度検討 WG にも報告し、議論の参考にさせていただきます。
- 事業者の皆様におかれては、調査への御協力をよろしくお願い致します。

2. 調査票の提出期間

2019 年 6 月 5 日（水）から同年 7 月 4 日（木）まで

3. 調査要領

- 必要事項を記入した調査様式を、4. 提出方法に基づき御提出ください。本超調査要領及び調査様式は、下記アドレスにて入手いただけます。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/opinion/

- 御記入漏れ等があった場合には、御提出の情報を無効扱いとさせていただくことがあります。
- 御意見の詳細をお聴きし、今後の議論の参考とするため、御意見を頂いた方へ追加で質問をお送りする場合があります。

4. 提出方法

下記いずれかの送付方法で、御意見を提出して下さい。

(1) 電子メール

gas-iken@meti.go.jp

経済産業省 資源エネルギー庁 ガス市場整備室

(注) 件名を「LNG 基地の第三者利用に関する意見」とし、テキスト形式での送付をお願いします。

(2) 郵送

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 ガス市場整備室

「LNG 基地の第三者利用ニーズに関する調査」担当宛て

5. 調査情報の取扱いについて

- 頂いた御意見は、個社が特定可能な情報を除き、要約した上で公開することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがある記述がある場合には、該当箇所を伏せさせていただきます。
- 本調査で頂いた情報は、LNG 基地の第三者利用制度の検討以外には使用しません。

6. 問合せ先

経済産業省 資源エネルギー庁 ガス市場整備室

03-3501-2963

(注) 電話による御意見は、お受けしておりませんので、御了承願います。

LNG基地の第三者利用ニーズに関する調査様式

基礎情報＜回答必須＞

事業者名	
担当部署名	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号	
住所	
ガス小売事業者か	【選択肢1】ガス小売事業者である 【選択肢2】ガス小売事業者ではない
回答年月日	

問1 船舶でLNGを受け入れる基地について＜回答必須＞

問番号	質問欄	回答欄
問1-1	貴社は、都市ガス導管と接続する貯蔵容量が20万kl未満の、船舶でLNGを受け入れる他社のLNG基地を、LNGの貯蔵及び都市ガス製造のために第三者利用したいか	【選択肢1】利用したい 【選択肢2】利用は考えていない
問1-2	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用目的	【選択肢1】ガス小売事業用のLNG貯蔵・都市ガス製造のため 【選択肢2】都市ガスの卸供給用のLNG貯蔵・都市ガス製造のため 【選択肢3】ガス小売事業用と都市ガスの卸供給用のLNG貯蔵・都市ガス製造のため 【選択肢4】その他
問1-3-1	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用したい具体的な基地	
問1-3-2	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用したい具体的な基地の運営者	
問1-3-3	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用したい具体的な基地の規模(kl)	
問1-4-1	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用時に基地へ預ける予定のLNG量(kl/年)	
問1-4-2	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ LNGの調達及び基地への輸送の方法とその成立目処	
問1-5-1	＜問1-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ これまでに利用を希望する基地へ第三者利用を申し出たことがあるか	【選択肢1】申し出たことがある 【選択肢2】申し出たことはない
問1-5-2	＜問1-5-1で「ある」を選んだ場合に回答願います＞ 利用申出の結果	【選択肢1】利用が実現した 【選択肢2】利用が実現しなかった 【選択肢3】協議中
問1-5-3	＜問1-5-2で「利用が実現しなかった」を選んだ場合に回答願います＞ 利用が実現しなかった理由	

問1-6-1	＜問1-5-1で「ない」を選んだ場合に回答願います＞ これまでに利用を希望する基地へ第三者利用について問い合わせたことがあるか	【選択肢1】問い合わせたことがある 【選択肢2】問い合わせたことはない
問1-6-2	＜問1-6-1で「ある」を選んだ場合に回答願います＞ 問合せの結果、利用申出に至らなかった理由	
問1-6-3	＜問1-6-1で「ない」を選んだ場合に回答願います＞ 第三者利用の問合せを行わない理由	

問2 サテライト基地について＜回答必須＞

問番号	質問欄	回答欄
問2-1	貴社は、都市ガス導管と接続する貯蔵容量が20万kl未満の、タンクローリーでLNGを受け入れる他社のLNGサテライト基地を、LNGの貯蔵及び都市ガス製造のために第三者利用したいか	【選択肢1】利用したい 【選択肢2】利用は考えていない
問2-2	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用目的	【選択肢1】ガス小売事業用のLNG貯蔵・都市ガス製造のため 【選択肢2】都市ガスの卸供給用のLNG貯蔵・都市ガス製造のため 【選択肢3】ガス小売事業用と都市ガスの卸供給用のLNG貯蔵・都市ガス製造のため 【選択肢4】その他
問2-3-1	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用したい具体的な基地	
問2-3-2	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用したい具体的な基地の運営者	
問2-3-3	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用したい具体的な基地の規模(kl)	
問2-4-1	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ 利用時に基地へ預ける予定のLNG量(kl/年)	
問2-4-2	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ LNGの調達及び基地への輸送の方法とその成立目処	
問2-5-1	＜問2-1で「利用したい」を選んだ場合に回答願います＞ これまでに利用を希望する基地へ第三者利用を申し出たことがあるか	【選択肢1】申し出たことがある 【選択肢2】申し出たことはない
問2-5-2	＜問2-5-1で「ある」を選んだ場合に回答願います＞ 利用申出の結果	【選択肢1】利用が実現した 【選択肢2】利用が実現しなかった 【選択肢3】協議中
問2-5-3	＜問2-5-2で「利用が実現しなかった」を選んだ場合に回答願います＞ 利用が実現しなかった理由	
問2-6-1	＜問2-5-1で「ない」を選んだ場合に回答願います＞ これまでに利用を希望する基地へ第三者利用について問い合わせたことがあるか	【選択肢1】問い合わせたことがある 【選択肢2】問い合わせたことはない

問2-6-2	＜問2-6-1で「ある」を選んだ場合に回答願います＞ 問合せの結果、利用申出に至らなかった理由	
問2-6-3	＜問2-6-1で「ない」を選んだ場合に回答願います＞ 第三者利用の問合せを行わない理由	

問3 回答の補足、第三者利用制度への意見＜回答任意＞

問番号	質問欄	回答欄
問3-1	問1、2の回答への補足	
問3-2	LNG基地の第三者利用制度への意見	

2019/6/20

消費税増税への対応について

(一社) 日本コミュニティーガス協会

本年10月1日より消費税等の税率が、8%から10%に引き上げられます。コミュニティーガスを供給するガス小売事業者として、消費税増税に対応する際の注意点を、自由化団地と経過措置指定旧供給地点に分けて、以下のとおりまとめました。

(注) 「改正法」：電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）

「新ガス事業法」：改正法第5条に基づく改正後のガス事業法

「旧ガス事業法」：改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第37条の7第1項において準用する改正法第5条のガス事業法

「消費税等」：消費税及び地方消費税

1. 共通

(1) 経過措置

- ① 2019年10月1日より前から継続して供給しているガスに係る料金で、2019年10月1日から10月31日までの間に検針し請求するものであれば、増税前の税率8%が適用されます。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf>

2. 自由化団地および自由料金メニュー

(1) 供給条件の説明等（ガス事業法第14条、ガス事業法施行規則第13条）

- ① 消費税等の増税による料金の変更は、ガス事業法第14条第1項（同法施行規則第13条第1項第7号）に規定する「小売供給に係る料金その他の供給条件（当該料金の額の算出方法を含む。）」の変更該当し、契約変更に当たるため、契約変更前に変更後の料金及びその額の算出方法について、需要家へ説明を行い、書面を交付する必要があります。
- ② 1.(1)の「経過措置」は、「小売供給に係る料金の額の算出方法」に該当する事項であることから、当該説明と書面交付の対象事項です。書面には「今回の変更内容をご承諾いただける場合は特段のお手続きは不要です」と注記し、説明にも同内容を加えてください。
- ③ 8月の検針時に説明が必要です。

(2) 書面の交付（ガス事業法第15条、同法施行規則第14条）

- ① 料金変更にあたり、ガス事業法第15条に規定する「書面の交付」も必要となります。
- ② 事業者の名称及び住所、事業者の登録番号、変更年月日、変更後の料金及びその額の算出方法（「経過措置」を含む。）並びに供給地点特定番号（「検針票の〇〇欄に記載」で可。）を記載した書面を作成し、交付してください。
- ③ 需要家との契約等で、契約内容の事前の掲示や周知について定めている場合

は、当該規定に基づき適切に掲示を行う必要があります（例：協会作成の「ガス小売供給約款の一例」 2（4））。

- ④ 当該書面は、遅くとも 10 月の検針時までに需要家へ交付してください。

3. 指定旧供給地点

(1) 供給約款の変更及び変更届（旧ガス事業法第 17 条第 6 項及び第 7 項）

- ① 消費税等の増税に伴う料金の変更は、旧ガス事業法第 17 条第 6 項の変更に該当し、同条第 7 項の規定に基づく事前届出が必要です。
- ② 当該届出に係る変更後の供給約款は、届出が受理された日から 30 日を経過した後に効力を生じます(旧ガス事業法第 17 条第 8 項)。
- ③ また、当該届出に係る変更後の供給約款は、その実施の日の 10 日前から、営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければなりません。（旧ガス事業法第 19 条）
- ④ 以上②及び③から、遅くとも 40 日以上前、つまり 8 月 20 日までには変更届出を受理していただく必要があります。
- ⑤ 届出書類一式は、別途協会ホームページに掲載しますので、活用下さい。

(2) 供給約款テンプレートへの変更

- ① 平成 29 年 4 月の新ガス事業法施行時には、旧ガス事業法の下で認可を受け、変更を届け出た「簡易ガス供給約款」は、新ガス事業法における「指定旧供給地点小売供給約款」としてみなされています（改正法附則第 30 条第 3 項）。

消費税等の増税に伴って「供給約款」を変更する際は、現在の「簡易ガス供給約款」の内容を、現行制度に適合するよう変更する必要があります。

② 当該変更は、旧ガス事業法第17条第3項に該当し、同条第4項の届出が必要となります。

③ この届出書類一式及び指定旧供給地点小売供給約款のテンプレートは協会ホームページに無料で掲載しますので、ダウンロードし必要事項を入力して利用願います。

*疑問点や質問等につきましては、業務部（03-5405-2215 鈴木・篠宮）又は協会支部事務局まで願います。

以上

(一社)日本コミュニティーガス協会 第49回定時総会等運営(案)

期 日：2019年6月20日(木)

場 所：霞山会館(TEL3581-0401代)

次 第	氏 名	時 間 (予 定)	経済産業省・エネルギー庁出席予定者
1. 常任理事会 (Room 5)	会 長 鵜田 勝彦 他	13:00～13:40	
2. 理 事 会 (霞山の間)	同 上	13:50～14:50	下堀ガス市場整備室長 田村ガス安全室長
3. 定時総会 (牡丹の間)	司会 専務理事 藪内 雅幸 1) 成立報告 専務理事 藪内 雅幸 2) 会長挨拶 会 長 鵜田 勝彦 3) 来賓祝辞 世耕経済産業大臣 (村瀬電力・ガス事業部長) 4) 議長選出 会 長 鵜田 勝彦 5) 議事録署名人選出 同 上 6) 議案審議 進行 会 長 ・第1号～5号 説明 専務理事 藪内 雅幸 7) 表 彰 会 長 鵜田 勝彦 8) 閉 会 専務理事 藪内 雅幸	15:00～16:45 15:00～15:02 15:02～15:07 15:07～15:12 15:12～15:14 15:14～15:15 15:15～16:15 16:15～16:45 16:45	世耕経済産業大臣 (村瀬電力・ガス事業部長) 下堀ガス市場整備室長 田村ガス安全室長
4. 懇親会 (霞山の間)	司会 総務部長 小楠 康晴 1) 開 会 総務部長 小楠 康晴 2) 会長挨拶 会 長 鵜田 勝彦 3) 乾 杯 福島技術総括・保安審議官 4) 閉会の辞(中締め) 副会長 和田 眞治	17:00～18:30 17:00～17:05 17:05～17:10 17:10～17:15 ～18:30	村瀬電力・ガス事業部長 福島技術総括・保安審議官 下堀ガス市場整備室長 田村ガス安全室長

2019年6月
(一社)日本コミュニティーガス協会

2019年度「ガスと暮らしの安心」運動の実施について

2019年度も前年度同様に、基本方針を「**ガス事故のない社会の実現を目指し、お客さまが安心してガスをお使いいただけるよう、ガス設備やガス機器の使用方法・維持管理について、お客様の理解浸透を図り、ガスに係る安全を考えていく諸活動を展開していく**」とし、以下のとおり、より一層お客さまと一体となった運動を展開していく。

【目的】

消費者事故ゼロを目指し、より充実した消費者保安の向上を目的として、従来から実施してきた①ガス機器の正しい使い方の周知 ②使用中の換気の注意 ③安全装置付機器の啓発・普及促進 ④複合型警報器の設置促進を行う。

また、これまで実施してきた敷地内ガス管が消費者の所有物であることについての周知を図る「経年内管個別周知活動」と併せて、消費者の自己責任意識の醸成を図る取組みを実施する。

【運動方針】

1. 開放式ガス湯沸器に関する正しい使い方及び使用中の換気注意を周知し、不完全燃焼防止装置のないものについては、安全装置付き湯沸器への交換を要請する。
2. 浴室内設置の自然排気式風呂釜の使用先に対しては、不完全燃焼防止装置のないものについては、その危険性を周知し、安全装置付きの新型機器への交換を要請する。また、風呂釜を点火する際に注意すべき事項について周知する。
3. ガスコンロ類に関する正しい使い方を周知するとともに、Siセンサーコンロの安全性、利便性を啓発し、普及に努める。立消え安全装置のないものについては、使用上の注意を周知し、安全装置付きの新型機器への交換を要請する。
4. 金網ストーブ撲滅及びファンヒーター等の安全機器の紹介に努める。
5. 警報器の普及促進を目指し、一般消費者にあっては、ガス警報器のみならずCO警報器の設置も要請する。また、業務用厨房等の需要家に対し、ガス使用中の換気、給排気口の清掃や点検、従業員への保安教育の強化を要請する。
6. ガス展等のあらゆる業務機会を通して、安全装置の付いていないガス機器を使用する消費者に対してガスの使用上の注意を周知・啓発し、安全装置付きガス機器の普及促進を図る。
7. 敷地内ガス管が需要家の資産であることや、経年埋設内管の取替等を「経年内管個別周知活動」(通年活動)と併せてすすめる。
8. ガス機器とガス栓の正しい接続について周知する。
9. 地震等災害発生時や停電時のガス機器・ガス栓の操作や注意すべき事項について周知する。

【実施期間】

自 2019年9月1日 至 2019年11月30日

【実施主体】

- (1) 主催 : (一社)日本コミュニティーガス協会 (一社)日本ガス協会
(2) 後援 : 経済産業省
(3) 協賛 : (一社)日本ガス石油機器工業会 ガス警報器工業会

【参加者】

全国の会員事業者

以上

事業者登録状況について
(2019年5月度)

(5月度)

管轄局	事業者名 代表者名	(〒) 所在地	登録年月日
九州	九石プロパンガス(株)	〒822-0006 福岡県直方市上境 2742-1	2019年5月29日

以上

ガス事業生産動態統計の概況
(ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。))
(平成31年3月分)

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

31年3月分のガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の総生産量(販売量)は、15,701,529 m^3 となり、対前年同月比93.9%、調定数は、対前年同月比99.1%、平均販売量は、対前年同月比94.8%だった。

(1) 供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ7,332(対前月より4地点群増加、対前年同月比99.5%)、1,829,541(対前月より258地点増加、対前年同月比99.4%)となった。

(2) 需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、1,346,749個(対前年同月比99.3%)、調定数は、1,126,897件(対前年同月比99.1%)、そのうち家庭用メーター取付数は、1,335,141個、調定数は、1,117,755件である。
メーター取付数は、全体で対前月543個の減少(対前月比100.0%)、調定数は、対前月697件の減少(対前月比99.9%)であった。

(3) 総生産量(販売量)

総生産量(販売量)は、15,701,529 m^3 で、そのうち家庭用は、14,575,863 m^3 (構成比92.8%)となっている。

* * * 平 均 販 売 量 * * *

(平成31年3月分)

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平 均 販 売 量 (m ³ /月)		
	家 庭 用	総 販 売 量	3 0 年 3 月	3 1 年 3 月	対前年同月比（％）
北 海 道	96.09	95.43	11.61	11.18	96.35
東 北	95.23	95.16	14.27	13.70	96.05
関 東	94.49	94.82	16.71	16.07	96.19
中 部	94.03	93.71	17.20	16.16	93.93
北 陸	93.91	94.47	12.46	11.93	95.73
近 畿	92.15	92.20	15.08	14.02	92.97
中 国	94.99	95.01	14.73	14.06	95.44
四 国	93.81	93.91	12.29	11.70	95.21
九 州	92.36	92.26	12.92	12.03	93.11
沖 縄	88.29	88.31	8.73	7.67	87.82
全 国	93.86	93.95	14.69	13.93	94.85

ガス事業生産動態統計集計表(平成31年3月分)

総括表

注1.()内は圧縮天然ガス。内数である。
注2.< >内は特定ガス大口供給数量。内数である。

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合 計		
供給地点群数	342	613	2,095 (21)	650	288	1,008	619	352	1,180	185	7,332 (21)		
供給地点数	141,821	156,318	528,210 (4,030)	173,865	59,896	218,723	142,725	72,061	303,833	32,089	1,829,541 (4,030)		
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス (kg)											6,055,263	9,480	6,064,743
圧縮天然ガス (m)											0		
受入量 液化石油ガス (kg)	1,933,770	2,840,565	10,965,480	3,710,354	718,794	3,529,305	2,294,337	1,144,377	5,144,628	435,456	32,672,557	44,509	32,717,066
圧縮天然ガス (m)			63,920								63,920		
消費量 液化石油ガス (kg)											12,917,789	44,552	12,962,341
圧縮天然ガス (m)											0		
過欠補正 液化石油ガス (kg)											-50,865	-1,410	-52,275
圧縮天然ガス (m)											0		
月末在庫量 液化石油ガス (kg)											6,325,116	4,630	6,329,746
圧縮天然ガス (m)											0		
需要家メーター数 (個)													
家庭用 取付数	97,801	113,807	384,533 (3,466)	128,108	39,224	156,576	96,468	57,213	229,979	31,432	1,335,141 (3,466)		
調定数	83,513	94,957	328,864 (2,994)	108,233	29,674	123,460	78,679	44,294	197,266	28,815	1,117,755 (2,994)		
商業用 取付数	1,570	1,383	3,451 (20)	583	183	703	299	135	653	22	8,982 (20)		
調定数	1,002	1,047	2,750 (20)	477	151	590	237	80	589	18	6,941 (20)		
その他 取付数	475	332	423	164	86	273	284	23	551	15	2,626		
調定数	387	292	367	133	66	217	236	18	475	10	2,201		
計 取 付 数	99,846	115,522	388,407 (3,486)	128,855	39,493	157,552	97,051	57,371	231,183	31,469	1,346,749 (3,486)		
< 1 >	< 37 >	< 112 >	< 17 >	< 18 >	< 4 >	< 18 >	< 16 >	< 77 >	< 283 >	< 198 >			
計 調 定 数	84,902	96,296	331,981 (3,014)	108,843	29,891	124,267	79,152	44,392	198,330	28,843	1,126,897 (3,014)		
< 1 >	< 33 >	< 46 >	< 17 >	< 4 >	< 18 >	< 15 >	< 64 >	< 198 >	< 198 >	< 198 >			
生産量(販売量) (m)													
家 庭 用	763,329	1,133,249	4,892,812 (70,448)	1,677,884	322,732	1,675,501	1,069,520	512,838	2,308,884	219,114	14,575,863 (70,448)		
< 376 >	< 707 >	< 249 >	< 1,660 >	< 7,131 >	< 1,214 >	< 1,214 >	< 1,214 >	< 1,214 >	< 1,214 >	< 1,214 >			
商 業 用	81,837	133,405	367,471 (2,110)	60,849	23,616	39,057	18,112	3,448	32,197	2,087	762,079 (2,110)		
< 139 >	< 29,199 >	< 4,108 >	< 6,642 >	< 7,627 >	< 4,043 >	< 169 >	< 3,255 >	< 55,182 >	< 55,182 >	< 55,182 >			
そ の 他	104,250	52,877	74,693	19,861	10,213	27,579	25,426	3,074	45,596	18	363,587		
< 13,240 >	< 7,715 >	< 7,041 >	< 11,084 >	< 75 >	< 18,557 >	< 57,712 >	< 57,712 >	< 57,712 >	< 57,712 >	< 57,712 >			
計	949,416	1,319,531	5,334,976 (72,558)	1,758,594	356,561	1,742,137	1,113,058	519,360	2,386,677	221,219	15,701,529 (72,558)		
< 139 >	< 42,815 >	< 12,530 >	< 13,932 >	< 20,371 >	< 4,043 >	< 7,375 >	< 23,026 >	< 124,231 >	< 124,231 >	< 124,231 >			

ガス事業生産動態統計集計表(平成31年3月分)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1。)()内は圧縮天然ガス。内数である。)

項目／都道府県名	北海道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木	群 馬
供給地点群数	342	73	103	136	19	102	180	304	171	170
供給地点数	141,821	21,836	25,625	36,667	2,285	26,878	43,027	88,653	43,948	38,771
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	1,933,770	287,975	379,597	815,433	31,751	534,359	791,450	1,460,129	967,873	775,287
圧縮天然ガス (m ³)										
需要家メーター数 (個)										
家庭用 取付数	97,801	19,068	19,459	26,388	2,010	18,395	28,487	54,511	31,685	29,557
調定数	83,513	15,113	15,616	22,515	1,665	15,557	24,491	45,197	25,953	24,220
商業用 取付数	1,570	504	114	124	4	403	234	222	367	170
調定数	1,002	355	86	116	4	332	154	176	275	125
その他 取付数	475	117	74	41	1	31	68	96	61	33
調定数	387	103	63	40	1	27	58	81	50	26
計 取 付 数	99,846	19,689	19,647	26,553	2,015	18,829	28,789	54,829	32,113	29,760
計 調 定 数	84,902	15,571	15,765	22,671	1,670	15,916	24,703	45,454	26,278	24,371
生産量(販売量) (m ³)										
家 庭 用	763,329	109,583	167,554	348,289	14,657	164,783	328,383	671,051	368,187	309,037
商 業 用	81,837	17,256	4,097	19,415	20	73,950	18,667	9,164	82,039	53,552
そ の 他	104,250	2,660	2,915	4,375	0	13,959	28,968	13,330	2,596	10,875
計	949,416	129,499	174,566	372,079	14,677	252,692	376,018	693,545	452,822	373,464

ガス事業生産動態統計集計表(平成31年3月分)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1。)()内は圧縮天然ガス。内数である。)

項目／都道府県名	埼 玉	千 葉	東 京	神奈川	新 潟	長 野	山 梨	静 岡	富 山	石 川
供給地点群数	444	220 (21)	63	234	34	151	115	256	159	127
供給地点数	135,021	60,215 (4,030)	11,434	55,381	10,124	26,758	19,603	51,486	25,198	34,515
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	3,266,341	1,096,336	324,185	1,236,375	170,983	674,057	330,083	870,115	265,024	452,020
圧縮天然ガス (m³)		63,920								
需要家メーター数 (個)										
家庭用 取付数	101,860	40,336 (3,466)	9,552	45,615	8,587	20,531	15,786	36,549	17,151	21,890
調定数	91,723	35,714 (2,994)	8,504	39,982	7,408	16,129	12,520	29,179	13,188	16,361
商業用 取付数	564	61 (20)	4	338	213	1,310	105	119	51	132
調定数	437	54 (20)	4	250	182	1,111	56	96	46	105
その他 取付数	88	40	1	27	17	9	13	48	12	74
調定数	80	36	1	22	17	7	9	46	7	59
計 取 付 数	102,512	40,437 (3,486)	9,557	45,980	8,817	21,850	15,904	36,716	17,214	22,096
計 調 定 数	92,240	35,804 (3,014)	8,509	40,254	7,607	17,247	12,585	29,321	13,241	16,525
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	1,537,973	573,467 (70,448)	149,181	579,522	75,998	194,581	142,262	385,988	130,762	191,087
商 業 用	31,874	6,321 (2,110)	1,250	16,438	12,665	143,389	5,506	5,477	6,347	17,269
そ の 他	13,351	9,180	2	1,258	1,276	8,494	945	13,620	26	10,187
計	1,583,198	588,968 (72,558)	150,433	597,218	89,939	346,464	148,713	405,085	137,135	218,543

ガス事業生産動態統計集計表(平成31年3月分)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1。)()内は圧縮天然ガス。内数である。)

項目／都道府県名	福 井	愛 知	岐 阜	三 重	大 阪	兵 庫	滋 賀	京 都	奈 良	和歌山
供給地点群数	62	193	184	208	96	221	256	153	90	130
供給地点数	12,957	35,958	48,493	76,413	20,172	48,649	52,285	28,670	25,465	30,525
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	169,278	799,650	1,023,301	1,682,869	410,314	717,964	862,761	554,515	398,158	416,315
圧縮天然ガス (m ³)										
需要家メーター数 (個)										
家庭用 取付数	8,574	29,762	35,272	53,221	16,062	35,779	35,784	21,869	18,106	20,402
調定数	6,358	24,916	30,023	45,754	11,716	27,272	29,800	18,003	14,195	16,116
商業用 取付数	75	173	254	134	23	167	226	125	16	71
調定数	70	122	220	119	19	112	195	120	11	63
その他 取付数	7	32	34	88	56	53	52	61	11	33
調定数	7	17	31	77	27	50	45	56	7	25
計 取 付 数	8,656	29,967	35,560	53,443	16,141	35,999	36,062	22,055	18,133	20,506
計 調 定 数	6,435	25,055	30,274	45,950	11,762	27,434	30,040	18,179	14,213	16,204
生産量(販売量) (m ³)										
家 庭 用	74,757	359,052	454,154	771,126	173,109	337,819	447,416	238,311	208,893	195,196
商 業 用	2,426	8,235	35,779	16,631	1,145	9,652	8,091	14,878	353	2,512
そ の 他	20	5,788	4,260	9,579	11,305	2,510	2,071	7,088	689	3,896
計	77,203	373,075	494,193	797,336	185,559	349,981	457,578	260,277	209,935	201,604

ガス事業生産動態統計集計表(平成31年3月分)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1。)()内は圧縮天然ガス。内数である。)

項目／都道府県名	鳥 取	島 根	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡
供給地点群数	69	82	167	210	91	89	81	107	75	557
供給地点数	14,459	12,384	30,760	68,811	16,311	16,354	14,577	20,291	20,839	144,374
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	188,255	213,891	427,556	1,200,108	264,527	275,360	189,491	317,772	361,754	2,617,335
圧縮天然ガス (m³)										
需要家メーター数 (個)										
家庭用 取付数	8,884	8,714	20,754	45,343	12,773	12,732	11,955	16,564	15,962	112,350
調定数	7,214	7,505	15,975	38,205	9,780	9,801	8,264	13,252	12,977	95,861
商業用 取付数	42	4	68	174	11	17	2	94	22	169
調定数	37	4	56	132	8	16	1	47	16	165
その他 取付数	60	23	17	155	29	1	4	8	10	148
調定数	48	22	14	141	11	1	1	7	9	140
計 取 付 数	8,986	8,741	20,839	45,672	12,813	12,750	11,961	16,666	15,994	112,667
計 調 定 数	7,299	7,531	16,045	38,478	9,799	9,818	8,266	13,306	13,002	96,166
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	79,271	98,345	192,633	581,256	118,015	108,533	84,743	146,345	173,217	1,199,398
商 業 用	1,999	685	2,082	13,276	70	1,157	75	977	1,239	11,708
そ の 他	9,722	1,261	522	12,125	1,796	0	1,653	76	1,345	8,459
計	90,992	100,291	195,237	606,657	119,881	109,690	86,471	147,398	175,801	1,219,565

ガス事業生産動態統計集計表(平成31年3月分)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1。)()内は圧縮天然ガス。内数である。)

項目／都道府県名	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿児島	沖 縄			合 計
供給地点群数	65	118	96	78	139	127	185			7,332 (21)
供給地点数	10,009	40,146	20,003	20,953	26,449	41,899	32,089			1,829,541 (4,030)
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	150,238	756,669	284,991	289,507	362,898	682,990	435,456			32,717,066
圧縮天然ガス (m³)										63,920
需要家メーター数 (個)										
家庭用 取付数	7,274	29,658	14,732	13,501	20,081	32,383	31,432			1,335,141 (3,466)
調定数	6,046	25,801	12,609	11,809	16,545	28,595	28,815			1,117,755 (2,994)
商業用 取付数	7	62	19	45	26	325	22			8,982 (20)
調定数	7	57	17	37	19	287	18			6,941 (20)
その他 取付数	10	76	10	24	53	230	15			2,626 (0)
調定数	9	70	6	13	45	192	10			2,201 (0)
計 取 付 数	7,291	29,796	14,761	13,570	20,160	32,938	31,469			1,346,749 (3,486)
計 調 定 数	6,062	25,928	12,632	11,859	16,609	29,074	28,843			1,126,897 (3,014)
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	69,881	321,901	132,624	118,129	160,304	306,647	219,114			14,575,863 (70,448)
商 業 用	135	5,976	976	1,951	949	10,502	2,087			762,079 (2,110)
そ の 他	109	2,301	79	3,033	16,832	14,783	18			363,587 (0)
計	70,125	330,178	133,679	123,113	178,085	331,932	221,219			15,701,529 (72,558)

ガス事業生産動態統計の概況
(ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。))
(平成30年)

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

平成30年における簡易ガス事業の年間生産量(販売量)は、146,008,955 m^3 (対前年比96.3%)で、そのうち圧縮天然ガスは、705,801 m^3 (対前年比94.7%)、特定ガス大口供給量は、1,570,003 m^3 (対前年比72.6%)となった。調定数メーター当たりの全国平均販売量(m^3 /月)は、10.73 m^3 で、前年より0.34 m^3 の減少(対前年比97.0%)となった。経済産業局別の平均販売量(m^3 /月)は、中部(12.31 m^3)、関東(12.15 m^3)、東北(11.23 m^3)の順となっている。

各項目の概要は次のとおりである。

(1) 供給地点群数等

平成30年12月末における供給地点群数は、7,333(うち圧縮天然ガスは21)、供給地点数は1,829,692(うち圧縮天然ガスは4,030)となっている。前年12月末に比べると、供給地点群数は36地点群の減少(対前年同月比99.5%)、供給地点数は13,267地点の減少(対前年同月比99.3%)となった。そのうち圧縮天然ガスの供給地点群数は前年同月と同数、供給地点数は前年同月と同数となった。供給地点数を経済産業局別に見ると、関東:528,038(構成比28.9%)、九州:303,308(構成比16.6%)、近畿:219,447(構成比12.0%)の順となっており、この3局で全国の約57.5%を占めている。

(2) 需要家メーター取付数等

平成30年12月末における需要家メーター取付数は、1,348,213個で、前年12月末に比べると10,139個の減少(対前年同月比99.3%)となった。用途別の内訳は、家庭用1,336,366個(構成比99.1%)、商業用9,007個(構成比0.7%)、その他2,840個(構成比0.2%)となっている。調定数は1,129,612個で、前年12月末に比べると11,368個の減少(対前年同月比99.0%)となった。

(3) 生産量(販売量)

生産量(販売量)は146,008,955 m^3 で、用途別の内訳は、家庭用134,976,178 m^3 (対前年比95.7%、構成比92.4%)、商業用7,516,556 m^3 (対前年比105.7%、構成比5.1%)、その他3,516,221 m^3 (対前年比102.2%、構成比2.4%)となっている。経済産業局別に前年比でみると北海道(107.8%)、沖縄(99.7%)、九州(97.7%)、北陸(97.3%)、四国(97.2%)、中国(97.1%)が全国平均(96.3%)を上回っている。

* * * 平 均 販 売 量 （平成 3 0 年） * * *

経済産業局名	生産量（販売量）対前年比（％）		平均販売量	
	家庭用	総販売量	平均販売量（m3/月）	対前年比（％）
北海道	104.9	107.8	8.16	104.8
東北	96.0	96.0	11.23	96.2
関東	93.1	94.3	12.15	95.8
中部	94.7	94.7	12.31	95.0
北陸	96.5	97.3	9.30	98.7
近畿	95.1	95.4	10.73	96.3
中国	97.1	97.1	10.64	97.9
四国	97.1	97.2	9.36	97.8
九州	97.8	97.7	9.50	98.7
沖縄	99.6	99.7	6.56	98.9
全国	95.7	96.3	10.73	97.0

*** ガス事業生産動態統計集計表(平成30年) ***

注1.()内は圧縮天然ガス。内数である。
注2.< >内は特定ガス大口供給数量。内数である。

総括表

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合 計		
供給地点群数(30年12月末)	343	614	2,093 (21)	650	289	1,010	620	352	1,177	185	7,333 (21)		
供給地点数 (30年12月末)	141,656	156,366	528,038 (4,030)	173,826	59,976	219,447	142,799	71,874	303,308	32,402	1,829,692 (4,030)		
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量(30年12月末)											5,823,937	8,150	5,832,087
液化石油ガス (kg)											0		
圧縮天然ガス (m)											0		
受入量											0		
液化石油ガス (kg)	17,371,440	27,530,020	101,291,876	33,657,057	6,986,882	33,207,795	20,762,247	10,826,399	49,066,019	4,388,026	304,592,422	495,339	305,087,761
圧縮天然ガス (m)			624,143								624,143		
消費量											118,788,943	516,104	119,305,047
液化石油ガス (kg)											0		
圧縮天然ガス (m)											0		
過欠補正											0		
液化石油ガス (kg)											392,896	38,699	431,595
圧縮天然ガス (m)											0		
月末在庫量(30年12月末)											6,526,679	9,480	6,536,159
液化石油ガス (kg)											0		
圧縮天然ガス (m)											0		
需要家メーター数 (個)													
(30年12月末)													
家庭用 取付数	97,687	113,910	384,888 (3,467)	128,068	39,382	157,037	96,661	57,237	229,748	31,748	1,336,366 (3,467)		
調定数	83,646	95,113	329,678 (2,992)	108,375	29,792	123,909	78,947	44,572	197,542	28,713	1,120,287 (2,992)		
商業用 取付数	1,582	1,384	3,458 (20)	589	183	702	300	135	651	23	9,007 (20)		
調定数	1,000	1,053	2,745 (20)	483	152	589	245	80	590	18	6,955 (20)		
その他 取付数	477	327	424	163	85	501	281	23	544	15	2,840		
調定数	385	289	368	134	66	402	234	18	464	10	2,370		
計 取 付 数	99,746	115,621	388,770 (3,487)	128,820	39,650	158,240	97,242	57,395	230,943	31,786	1,348,213 (3,487)		
< 1 >	< 36 >	< 110 >	< 18 >	< 4 >	< 18 >	< 16 >	< 83 >	< 286 >	< 286 >				
計 調 定 数	85,031	96,455	332,791 (3,012)	108,992	30,010	124,900	79,426	44,670	198,596	28,741	1,129,612 (3,012)		
< 1 >	< 32 >	< 45 >	< 17 >	< 4 >	< 18 >	< 15 >	< 71 >	< 203 >	< 203 >				
生産量(販売量) (m)													
家 庭 用											6,855,489	11,144,540	44,673,854 (682,523)
商 業 用	703,221	1,361,512	3,432,235 (23,278)	687,840	233,533	419,862	199,270	36,169	417,280	25,634	7,516,556 (23,278)		
そ の 他	804,476	546,611	702,664	174,199	110,296	299,791	230,129	42,661	599,977	5,417	3,516,221		
< 143,304 >	< 88,561 >	< 81,986 >	< 136,272 >	< 821 >	< 303,389 >	< 754,333 >							
計	8,363,186	13,052,663	48,808,753 (705,801)	16,105,257	3,365,929	16,102,062	10,156,983	5,041,052	22,756,880	2,256,190	146,008,955 (705,801)		
< 1,724 >	< 477,726 >	< 140,365 >	< 210,117 >	< 244,144 >	< 50,555 >	< 88,618 >	< 356,754 >	< 1,570,003 >					

ガス事業生産動態統計集計表(平成30年)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。1.))()内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木	群 馬
供給地点群数 (30年12月末)	343	73	103	136	19	102	181	303	171	170
供給地点数 (30年12月末)	141,656	21,846	25,625	36,667	2,285	26,878	43,065	88,677	43,821	38,839
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	17,371,440	3,013,151	3,843,075	7,391,273	316,771	5,343,705	7,622,045	13,507,590	9,880,813	7,494,985
圧縮天然ガス (m³)										
需要家メーター数 (個) (30年12月末)										
家庭用 取付数	97,687	19,066	19,439	26,426	2,009	18,414	28,556	54,610	31,593	29,612
調定数	83,646	15,217	15,567	22,658	1,662	15,594	24,415	45,510	25,964	24,291
商業用 取付数	1,582	507	114	127	4	398	234	223	370	176
調定数	1,000	359	86	119	4	330	155	177	278	126
その他 取付数	477	117	74	36	1	31	68	98	61	33
調定数	385	103	65	35	1	27	58	82	50	26
計 取 付 数	99,746	19,690	19,627	26,589	2,014	18,843	28,858	54,931	32,024	29,821
計 調 定 数	85,031	15,679	15,718	22,812	1,667	15,951	24,628	45,769	26,292	24,443
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	6,855,489	1,170,830	1,729,051	3,327,148	149,478	1,627,289	3,140,744	6,215,052	3,668,569	2,927,172
商 業 用	703,221	193,887	45,997	181,523	205	715,301	224,599	91,866	975,284	595,820
そ の 他	804,476	26,229	37,457	42,061	0	143,787	297,077	148,166	31,457	109,482
計	8,363,186	1,390,946	1,812,505	3,550,732	149,683	2,486,377	3,662,420	6,455,084	4,675,310	3,632,474

ガス事業生産動態統計集計表(平成30年)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)(1)) () 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼 玉	千 葉	東 京	神奈川	新 潟	長 野	山 梨	静 岡	富 山	石 川
供給地点群数 (30年12月末)	443	220 (21)	62	235	34	151	115	256	160	127
供給地点数 (30年12月末)	134,966	60,205 (4,030)	11,309	55,460	10,099	26,757	19,603	51,486	25,278	34,515
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	29,124,150	9,958,759	2,938,493	11,655,427	1,503,268	5,804,348	3,187,719	8,171,376	2,668,914	4,299,968
圧縮天然ガス (m³)		624,143								
需要家メーター数 (個) (30年12月末)										
家庭用 取付数	101,978	40,393 (3,467)	9,487	45,755	8,593	20,490	15,795	36,627	17,271	21,928
調定数	91,919	35,775 (2,992)	8,446	40,067	7,396	16,091	12,594	29,285	13,212	16,451
商業用 取付数	563	61 (20)	4	338	212	1,308	106	120	51	132
調定数	435	54 (20)	4	248	179	1,105	58	98	46	106
その他 取付数	87	40	1	27	17	9	13	48	12	73
調定数	80	36	1	23	17	6	9	46	7	59
計 取 付 数	102,628	40,494 (3,487)	9,492	46,120	8,822	21,807	15,914	36,795	17,334	22,133
計 調 定 数	92,434	35,865 (3,012)	8,451	40,338	7,592	17,202	12,661	29,429	13,265	16,616
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	13,314,487	5,263,663 (682,523)	1,284,334	5,291,022	628,630	1,820,796	1,399,024	3,751,158	1,221,898	1,792,787
商 業 用	327,641	67,075 (23,278)	14,672	184,831	92,336	955,667	61,203	68,268	71,457	162,076
そ の 他	147,675	92,302	11	11,634	10,662	65,296	6,217	82,342	173	110,123
計	13,789,803	5,423,040 (705,801)	1,299,017	5,487,487	731,628	2,841,759	1,466,444	3,901,768	1,293,528	2,064,986

ガス事業生産動態統計集計表(平成30年)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)) ()内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福 井	愛 知	岐 阜	三 重	大 阪	兵 庫	滋 賀	京 都	奈 良	和歌山
供給地点群数 (30年12月末)	62	192	184	209	98	221	256	153	90	130
供給地点数 (30年12月末)	12,957	35,837	48,493	76,495	20,360	48,829	52,633	28,670	25,473	30,525
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	1,654,094	7,249,206	9,381,389	15,109,410	3,617,856	6,826,344	8,280,853	5,261,503	3,791,486	3,775,659
圧縮天然ガス (m³)										
需要家メーター数 (個) (30年12月末)										
家庭用 取付数	8,575	29,659	35,303	53,244	16,201	35,953	35,954	21,786	18,103	20,465
調定数	6,372	24,964	30,013	45,867	11,818	27,321	29,946	18,027	14,240	16,185
商業用 取付数	75	177	255	134	23	166	225	126	16	71
調定数	69	124	223	119	19	113	193	121	11	63
その他 取付数	7	32	34	87	286	53	52	61	11	31
調定数	7	17	31	78	214	50	45	56	7	23
計 取 付 数	8,657	29,868	35,592	53,465	16,510	36,172	36,231	21,973	18,130	20,567
計 調 定 数	6,448	25,105	30,267	46,064	12,051	27,484	30,184	18,204	14,258	16,271
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	758,513	3,271,113	4,171,695	6,917,772	1,543,816	3,207,619	3,981,363	2,221,131	1,884,925	1,785,042
商 業 用	27,389	80,424	410,629	194,359	8,034	98,527	82,550	171,319	4,312	27,731
そ の 他	387	39,014	33,636	98,969	138,497	20,439	11,594	84,024	9,192	35,658
計	786,289	3,390,551	4,615,960	7,211,100	1,690,347	3,326,585	4,075,507	2,476,474	1,898,429	1,848,431

ガス事業生産動態統計集計表(平成30年)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。1.))()内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥 取	島 根	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡
供給地点群数 (30年12月末)	69	82	168	210	91	88	81	107	76	554
供給地点数 (30年12月末)	14,459	12,382	30,836	68,811	16,311	16,262	14,577	20,120	20,915	143,888
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	1,869,570	1,981,866	3,804,755	10,655,262	2,450,794	2,469,737	1,870,117	2,993,987	3,492,558	24,504,440
圧縮天然ガス (m³)										
需要家メーター数 (個) (30年12月末)										
家庭用 取付数	8,904	8,699	20,867	45,417	12,774	12,648	11,971	16,577	16,041	112,059
調定数	7,261	7,488	16,005	38,393	9,800	9,818	8,328	13,334	13,092	95,943
商業用 取付数	42	4	68	175	11	17	2	94	22	168
調定数	37	4	56	140	8	16	1	47	16	165
その他 取付数	60	24	17	151	29	1	4	8	10	147
調定数	48	23	14	138	11	1	1	7	9	138
計 取 付 数	9,006	8,727	20,952	45,743	12,814	12,666	11,977	16,679	16,073	112,374
計 調 定 数	7,346	7,515	16,075	38,671	9,819	9,835	8,330	13,388	13,117	96,246
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	764,679	919,417	1,778,485	5,134,709	1,130,294	1,062,307	812,041	1,405,932	1,681,942	10,988,967
商 業 用	18,139	7,959	26,375	146,161	636	12,167	722	10,702	12,578	189,564
そ の 他	99,547	14,044	4,320	94,095	18,123	0	26,175	836	15,650	77,166
計	882,365	941,420	1,809,180	5,374,965	1,149,053	1,074,474	838,938	1,417,470	1,710,170	11,255,697

ガス事業生産動態統計集計表(平成30年)

地区別表 (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。注1。)()内は圧縮天然ガス。内数である。)

項目／都道府県名	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿児島	沖 縄			合 計
供給地点群数 (30年12月末)	65	118	97	78	138	127	185			7,333 (21)
供給地点数 (30年12月末)	10,013	40,082	20,166	20,971	26,378	41,810	32,402			1,829,692 (4,030)
原 料 受入量 液化石油ガス (kg)	1,514,399	6,929,307	2,748,086	2,652,467	3,910,313	6,807,007	4,388,026			305,087,761
圧縮天然ガス (m³)										624,143
需要家メーター数 (個) (30年12月末)										
家庭用 取付数	7,284	29,635	14,826	13,572	20,111	32,261	31,748			1,336,366 (3,467)
調定数	6,066	25,802	12,718	11,850	16,624	28,539	28,713			1,120,287 (2,992)
商業用 取付数	7	62	19	45	26	324	23			9,007 (20)
調定数	7	58	17	38	19	286	18			6,955 (20)
その他 取付数	9	70	10	24	53	231	15			2,840 (0)
調定数	8	64	6	13	45	190	10			2,370 (0)
計 取 付 数	7,300	29,767	14,855	13,641	20,190	32,816	31,786			1,348,213 (3,487)
計 調 定 数	6,081	25,924	12,741	11,901	16,688	29,015	28,741			1,129,612 (3,012)
生産量(販売量) (m³)										
家 庭 用	668,216	2,976,994	1,320,268	1,139,395	1,565,610	3,080,173	2,225,139			134,976,178 (682,523)
商 業 用	1,454	69,239	10,010	22,744	11,799	112,470	25,634			7,516,556 (23,278)
そ の 他	883	22,616	831	35,657	279,874	182,950	5,417			3,516,221 (0)
計	670,553	3,068,849	1,331,109	1,197,796	1,857,283	3,375,593	2,256,190			146,008,955 (705,801)